

参考資料

条例取組状況

- 令和元(平成 31)年度～令和6年度 概要・・・ I ～Ⅷ
- 令和元年度 1
- 令和2年度31
- 令和3年度57
- 令和4年度79
- 令和5年度101
- 令和6年度123

**「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」
施行後の取組状況等の概要
【令和元(平成31)年度～令和6年度】**

滋 賀 県

(令和7年8月)

1 相談対応について

(1)障害者差別解消相談員

- ・滋賀県障害者権利擁護センター(健康医療福祉部障害福祉課内)に2名配置。
- ・専用の電話、メール等で相談を受け付け、事案の解決を図る。

(2)地域アドボケーター(地域相談支援員)

- ・自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担い、相談員と連携して事案の解決を図る。
- ・令和5年10月1日から2年間、現在3期目の体制。

<地域アドボケーターの地域別人数>

(単位:人)

圏域名	市町	R1	R2	R3	R4	R5	R6
大津圏域	大津市	6	6	6	6	6	6
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	3	2	4	4	5	5
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4	4	4	4	4	3
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	3	3	2	2	2	2
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4	4	4	4	4	3
湖北圏域	長浜市 米原市	4	4	4	4	4	5
高島圏域	高島市	2	2	2	2	1	1
合計		26	25	26	26	26	25

2 相談実績

(1) 条例施行後の相談件数

ア 新規受付相談件数

(単位:件)

	R1 (下期)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
新規受付件数	58	88	85	90	79	73	473

イ 相談者等の障害種別

(単位:件)

障害種別	R1 (下期)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
肢体不自由	19	15	25	20	16	15	110
視覚障害	4	13	2	3	3	5	30
聴覚障害	2	9	4	6	6	4	31
内部障害	2	0	0	4	1	0	7
知的障害	6	12	17	22	5	9	71
精神障害	17	33	29	38	32	34	183
発達障害	4	15	9	15	14	4	61
難病	0	2	0	1	1	3	7
その他・不明	11	9	8	9	11	10	58
合計	65	108	94	118	89	84	558

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しない。

ウ 相談者の属性

(単位:件)

相談者	R1 (下期)	R2	R3	R4	R5	R6	合計
本人(当事者)	31	35	46	40	49	51	252
家族	2	12	25	16	10	8	73
地域アドボケーター	11	17	2	11	4	7	52
支援者	2	2	4	7	1	3	19
関係者	4	7	5	6	4	1	27
事業者	3	5	7	2	4	1	22
行政(市町他)	5	15	5	8	9	5	47
その他	0	0	0	2	0	0	2
合計	58	93	94	92	81	76	494

※複数の属性に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しない。

エ 分野／相談類型別の相談件数

(単位:件)

分野／ 相談類型	合計			
	①	②	③	合計
ア 教育	1	5	10	16
イ 労働	9	12	41	62
ウ 商品	12	10	15	37
エ 福祉	1	0	31	32
オ 障害福祉	4	1	62	67
カ 医療	3	2	40	45
キ 建物	2	8	30	40
ク 不動産	4	0	3	7
ケ 地域	6	3	15	24
コ 情報	1	9	4	14
サ 意思	2	1	6	9
シ その他	6	4	116	126
合計	51	55	373	479

※相談類型は①:差別 ②:合理的配慮不提供 ③:その他
 ※複数の分野に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致しない。

分野／ 相談類型	R1 (下期)				R2				R3				R4				R5				R6			
	①	②	③	計	①	②	③	計	①	②	③	計	①	②	③	計	①	②	③	計	①	②	③	計
ア 教育	1	1	0	2	0	1	2	3	0	1	3	4	0	0	3	3	0	1	2	3	0	1	0	1
イ 労働	1	1	3	5	1	3	3	7	1	0	11	12	5	2	9	16	1	2	11	14	0	4	4	8
ウ 商品	1	0	3	4	2	5	2	9	1	1	7	9	1	0	2	3	4	1	1	6	3	3	0	6
エ 福祉	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	6	6	0	0	5	5	0	0	7	7	1	0	9	10
オ 障害福祉	2	1	6	9	0	0	2	2	0	0	21	21	0	0	22	22	0	0	2	2	2	0	9	11
カ 医療	3	0	5	8	0	0	4	4	0	0	9	9	0	0	13	13	0	1	3	4	0	1	6	7
キ 建物	1	6	4	11	1	1	0	2	0	0	4	4	0	0	11	11	0	0	6	6	0	1	5	6
ク 不動産	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	3	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	1
ケ 地域	2	0	1	3	2	0	1	3	0	0	3	3	1	0	4	5	0	2	4	6	1	1	2	4
コ 情報	0	1	1	2	1	4	1	6	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	0	3	0	1	1	2
サ 意思	1	0	1	2	0	0	3	3	0	1	0	1	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0
シ その他	2	0	7	9	1	2	44	47	1	0	11	12	1	1	7	9	0	0	29	29	1	1	18	20
合計	15	10	33	58	8	16	64	88	4	3	78	85	9	3	79	91	6	10	65	81	9	13	54	76

2 相談対応能力の向上に向けた取組

- (1)「障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化及び相談対応力向上ブロック研修会」(内閣府主催)への参加
- (2)『近畿府県障害者差別解消に係る担当職員・相談員「合同研修・意見交換会」』(近畿府県持ち回り)への参加
- (3)地域アドボケーター研修会および地域アドボケーター、市町担当者情報交換会等の開催
 R1:研修会1回(1回中止)、情報交換会1回
 R2:研修会1回、情報交換会7回(各圏域)+個別ヒアリング
 R3:情報交換会7回(各圏域)
 R6:研修会3回(3か所)
- (4)アドバイザーによる相談事例検証会議
 R1:1回
 R2:2回

3 普及・啓発活動

(1) 条例フォーラム等の実施

R1:2回(南部・北部、1回中止)、R2:1回、R3:1回(配信により実施)
R4:1回、R5:1回、R6:1回

(2) 障害者週間における啓発活動

(3) 出前講座(研修・説明会実績)

R1:66回、R2:44回、R3:42回、R4:51回、R5:61回、R6:57回

(4) 合理的配慮の助成事業

(単位:件)

種別	内容	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
コミュニケーションツール作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど							0
物品購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど	181	2	2	1	3	4	193
工事施工	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用		6	4	2	4	6	22
研修等開催	障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等				1			1
	合計	181	8	6	4	7	10	216

※令和2年度から助成率の見直し(2/2⇒1/2)およびバリアフリー化工事等にも対象を拡充

(5) 共生社会サポーター

R5:18件、R6:73件(累計)

(6) 啓発物品の作成等

R1:パンフレット作成

R2:テレビ滋賀プラスワンによる周知

R3:テレビCMによる周知、小学生向け教育資材の作成

R4:共生社会サポーターステッカーの作成

R6:テレビ滋賀プラスワンによる周知

参考1 条例における相談対象

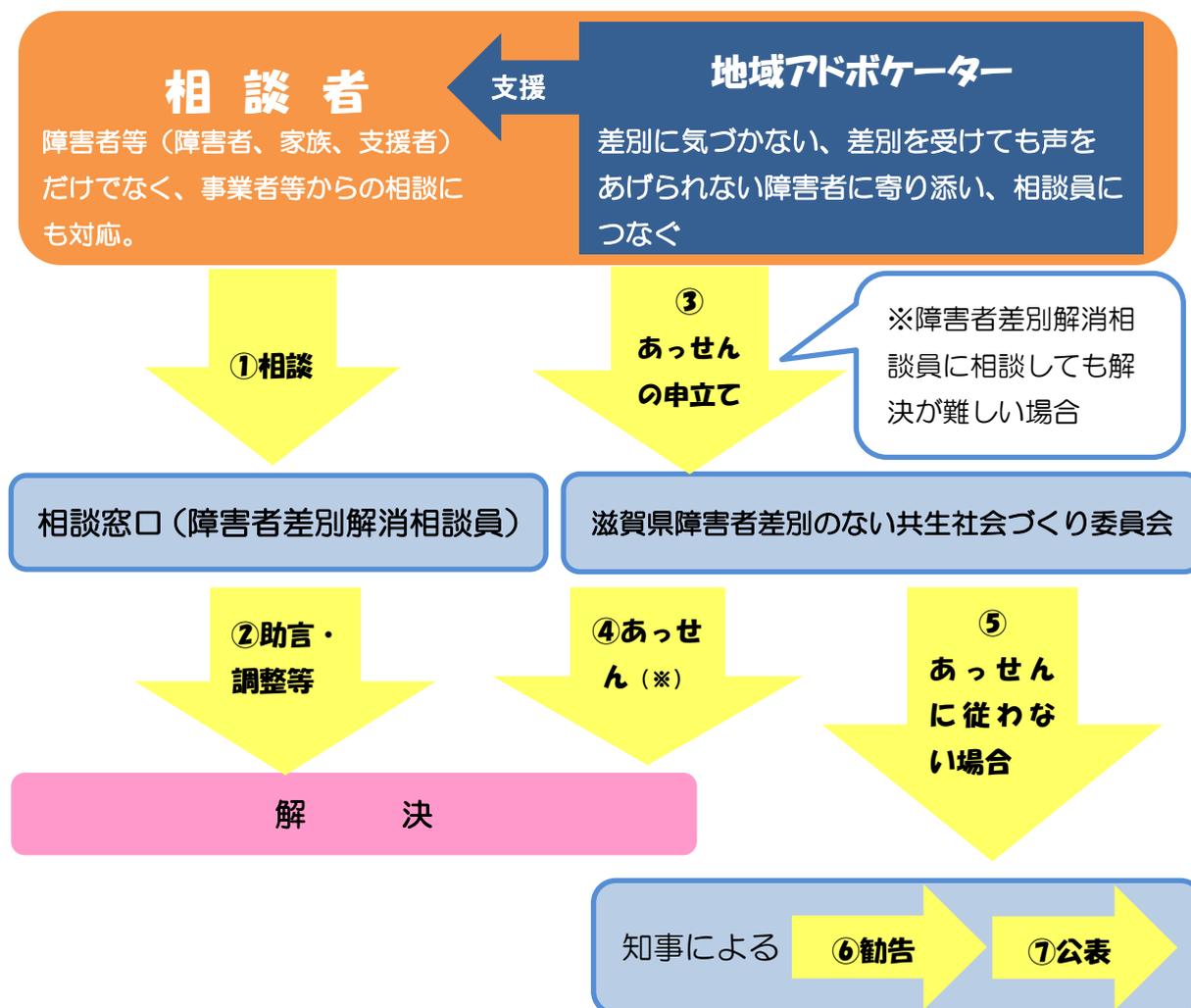
1 相談内容の種類

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

2 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。</p> <p>(イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p>
イ 労働・雇用	<p>労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
エ 福祉分野	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
オ 障害福祉分野	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。</p>
カ 医療分野	<p>医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>
キ 建物・公共交通分野	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
ク 不動産取引分野	<p>不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、借借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p>
ケ 地域活動分野	<p>県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
コ 情報の提供分野	<p>情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
サ 意思表示の受領分野	<p>意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
シ その他	<p>アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p>

相談・解決の仕組み



滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 の取組状況等について【令和元年度】(概要)

■報告書の内容

- ①相談対応の状況（相談体制を整備した令和元年10月～令和2年3月までの半年間をとりまとめ）
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”、“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について ※本編P3～

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他（不適切な行為、環境の整備等）

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター（地域相談支援員）

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(26名)

2. 相談実績 ※本編P5～

(1) 令和元年度(下半期)の実績

○令和元年10月以降に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は**58件**（R1.10.1～R2.3.31）

（①障害を理由とする差別＝15件、②合理的配慮の不提供＝10件、③その他＝33件）

※障害福祉課で上半期に受け付けた件数は27件であり、1年間の件数では**85件**

○平成30年度に県障害福祉課が受け付けた件数は16件であり、令和元年度の85件は、大幅に増加。

⇒**地域アドボケーターの設置や条例施行に伴う周知による障害者差別に関する意識や感度が高まったのではないかと認識**

(2) 相談内容の種類

●分野別・相談の種類別

分野	①差別	②合理的配慮の不提供	その他					合計
			③不適切な行為	④不快・不満	⑤環境の整備	⑥意見・要望等	⑦問合せ	
ア教育	1	1						2
イ労働	1	1				3		5
ウ商品	1		1	2				4
エ福祉						1	1	2
オ障害	2	1		1		2	3	9
カ医療	3			4		1		8
キ建物	1	6				4		11
ク不動産	1							1
ケ地域	2			1				3
コ情報		1				1		2
クサ意思	1					1		2
シその他	2		1	1		3	2	9
合計	15	10	2	9	0	16	6	58件

●主な発生地
 ・大津圏域 12件(20.7%)
 ・湖南地域 8件(13.8%)
 ・湖北地域 6件(10.3%)

●相談者等の障害種別
 ・肢体不自由 19件(29.2%)
 ・精神障害 17件(26.2%)
 ・知的障害 6件(9.2%)

●相談者の属性
 ・本人 31件(53.4%)
 ・アドボケーター 11件(19.0%)
 ・市町行政 5件(8.6%)

(3) 相談事例

①	事例	■ 地域活動分野【差別（不当な差別的取扱い）】 グループホームに対し自治会の役員を受けないのであれば自治会費を倍額払って欲しいと求められたことへの対応
	相談内容	知的障害者のGHに対し、地元の自治会から、役員の担い手がなく、次年度の役員を引き受けないのであれば、自治会費を2倍の額で払うよう言われたが、この件は法や条例に定める差別にあたるのではないかと。
	対応	自治会の対応を条例に照らし確認。GHは従来から自治会の行事等には協力されており、高齢化による役員不足は別の問題。また、知的障害のある方が役員を担うことは難しく、営利目的の商業施設と同様の取扱いをGHに求めるのは障害への理解が不足していると判断し、相談者の考え方を支持。 ⇒相談者が自治会の役員会で条例等の内容を説明され、理解を得られたと報告があった。
②	事例	■ 情報の提供分野【合理的配慮の提供】 会議等の資料を継続的に郵送してほしいと、肢体不自由の県民から申し出があったが、どこまで対応すべきか
	相談内容	インターネット環境が整っておらず、また、肢体不自由で会議等への傍聴に行けない県民の方から、資料を毎回送ってほしいと求める問い合わせがあったが、どこまで対応する必要があるのか。
	対応	多くの資料があり、毎回、資料を郵送したとしても全てに目を通すとは思われない分量であることを確認。例えば、資料の一覧を作成し、相手との対話を通じて、必要な資料のみを送付してはどうかと助言。 ⇒障害のある人からの依頼や問合せがあれば丁寧に対応していく体制を考える契機となった

(4) 相談活動まとめ等

○基本姿勢

相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談に対応。

○相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施。

○事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うこと等が必要。

○関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な機関への丁寧な引継ぎを実施。



相談員の相談役(スーパーバイズ)のアドバイザー(3名)を設置し、事例の検証を定期的実施

3. その他の活動状況 ※本編P18～

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

役割：条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねる。

状況：令和元年11月に開催（会長の選出、条例に対する期待、必要な施策等について審議）。令和2年3月に2回目を予定していたが中止。

(2) 地域アドボケーター研修会

目的：地域アドボケーターとしてのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催

状況：令和元年11月に開催（法や条例の基礎となる障害者権利条約等の考え方をおさえるとともに意見交換を実施）令和2年3月に2回目の研修（DET(障害平等)研修）を検討していたが中止。

(3) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

目的：令和元年10月から地域アドボケーターを配置したが、障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施。

状況：令和元年11月に7福祉圏域ごとに①市町担当職員、②地域アドボケーター、③県担当者(保健所含む)および障害者差別解消相談員で実施

3

(4) 普及・啓発活動

① 条例フォーラムの実施

- ・R1.7.15 第1回フォーラム（南部会場：大津市内） 104人参加
- ・R1.7.28 第1回フォーラム（北部会場：近江八幡市内） 144人参加
- ・R2.3.14 第2回フォーラム（栗東さくら大ホール）※お笑いライブや寸劇等の内容で企画⇒コロナで中止

② 出前講座

- ・企業、学校、自治会などの研修会等で相手のリクエストに応じて障害当事者や専門家を講師派遣 66回(延べ4,404人参加)
- ・企業からは「自社ホームページに音声読み上げ機能を追加する」などの反応も

③ 条例ガイドライン

- ・事業所等が行う合理的配慮の望ましい事例等を示すとともに、条例の目的や内容を盛り込んだガイドラインを作成・周知

④ 条例パンフレット

- ・条例の内容を分かりやすく説明したパンフレットを作成・周知

⑤ 合理的配慮の助成事業

- ・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成
- ・筆談ボードの設置や簡易スロープなどの購入等に対して助成を実施（延べ181件）。助成を受けた事業者を県HPで公表

4. 課題に対する今後の取組 ※本編P22～

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

- ・条例の施行により相談件数は増加したが、まだまだ条例の内容や相談窓口についての周知が不足
 - ・多くの差別は、障害のある人への誤解や理解不足により不適切な対応につながっていると考えられる場合が多く、事業者への対応改善を求めていくことに加え、好事例の発信や、従業員向けの研修等を実施
- ⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、映像による啓発等の実施

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

- ・地域アドボケーターの存在が、まだまだ認知されていないため、引き続き、周知に努める。また、研修会や情報交換会を定期的開催し、スキルの向上や、関係者間での連携の強化が必要。とりわけ、障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化を図る。
- ⇒圏域ごとの情報交換会の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討

■最後に

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為。一方で、障害者差別は、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多い。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もある。県民一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを継続して積み上げていくことが重要であり、そのために条例に基づく取組を着実に進めていきたい。

4

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」 の取組状況等について(令和元年度)

滋 賀 県

(令和 2 年10月)

目 次

はじめに	・ ・ ・	2
1 相談対応について		
（1）条例における相談対象	・ ・ ・	3
（2）相談体制と助言・あっせんの仕組み	・ ・ ・	4
（3）障害者差別解消相談員	・ ・ ・	4
（4）地域アドボケーター（地域相談支援員）	・ ・ ・	5
2 相談実績		
（1）令和元年度相談概要について	・ ・ ・	5
（2）相談件数等のクロス表	・ ・ ・	8
（3）相談事例	・ ・ ・	9
（4）相談活動のまとめ	・ ・ ・	15
（5）障害者差別解消相談事例検討会議について	・ ・ ・	15
3 その他の活動状況		
（1）滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	・ ・ ・	18
（2）地域アドボケーター研修会の開催	・ ・ ・	18
（3）地域アドボケーター・市町情報交換会の開催	・ ・ ・	18
（4）普及・啓発活動	・ ・ ・	20
4 課題に対する今後の取組		
（1）事業者・県民への普及・啓発について	・ ・ ・	22
（2）関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	・ ・ ・	22
（3）最後に	・ ・ ・	23
参考資料		
（1）条例における分野別規定		
（2）滋賀県障害者差別のない共生づくり委員名簿		
（3）地域アドボケーター名簿		

はじめに

1948年に採択された世界人権宣言の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定されています。これは人類共通の普遍的価値となっています。

滋賀では、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指し、多くの努力が重ねられてきました。

滋賀の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の光に社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺しました。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできましたが、依然として毎日の生活を送る上で支障となる様々なバリア（ここでは「社会的障壁」といいます。）があることによって、障害のある人が、地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできていない状況があります。

全ての県民が、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくるためには、私たち一人ひとりが、それぞれの立場で、協力し合い、こうした様々なバリアをなくしていく配慮や工夫をするなどの取組を進めていく必要があります。

こうした中、県では、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、共に生きる社会をつくっていくための取組を力強く推進することを目的に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」（以下、「条例」といいます。）を平成31年4月に一部施行、同年の令和元年10月に全面施行しました。

この報告書は、条例施行後の取組状況や、障害者差別に関する相談・解決の体制を整備した令和元年10月から翌年3月までの相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。そのために差別や合理的配慮の事例を記録し、分析・公表することは非常に重要であると考えます。

この報告書が、県民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただくとともに、共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになればと思っています。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる相談を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別（不当な差別的取扱い）

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒にないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法では「努力義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

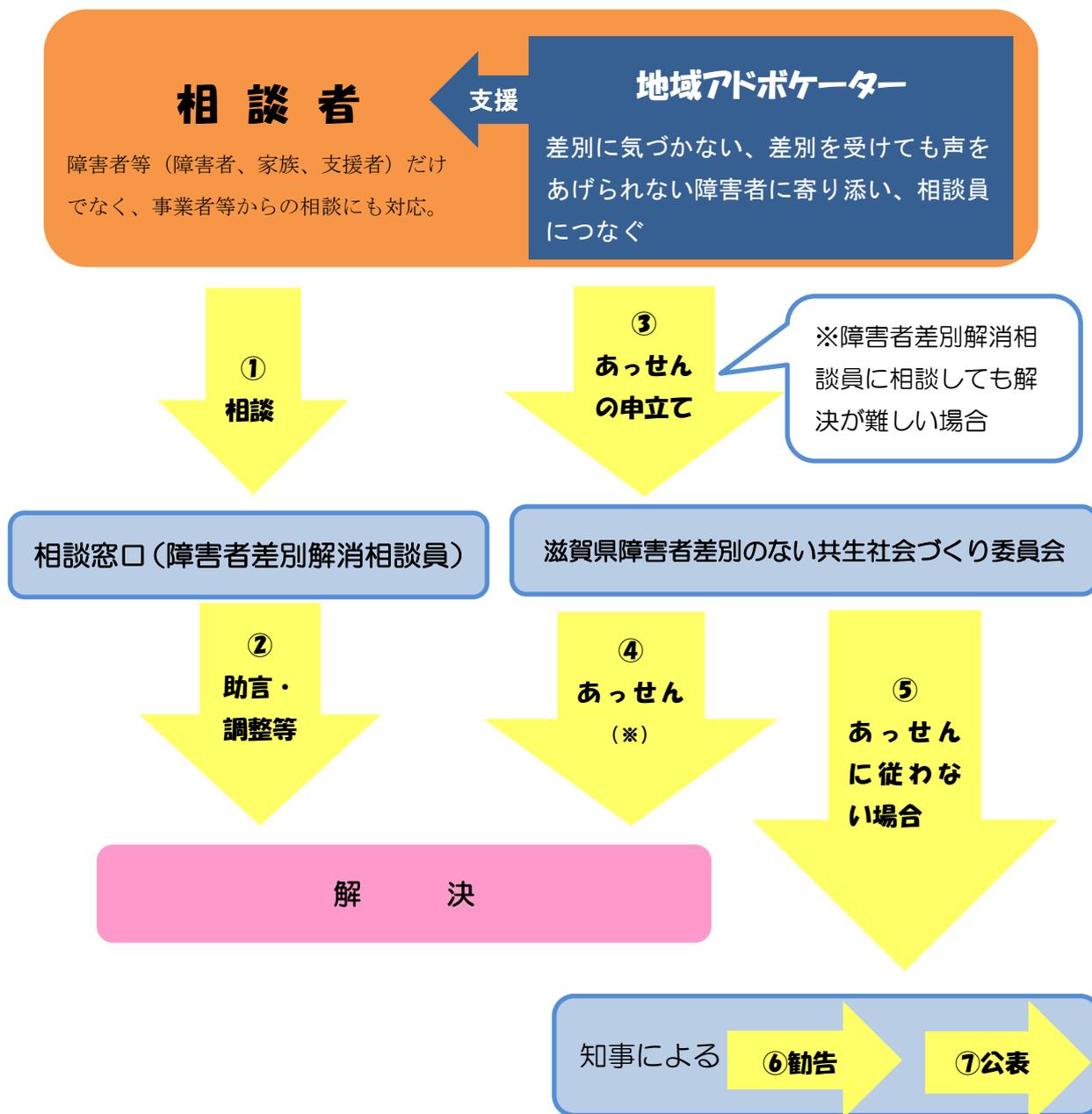
【合理的配慮の例】

- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
- ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
- ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者（滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会）が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話合いの手続きのことです。

(3) 障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係に2名配置しています。（令和元年10月1日）障害者差別解消相談員は、障害福祉課共生推進係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4) 地域アドボケーター（地域相談支援員）

地域アドボケーター（条例上の名称は「地域相談支援員」）は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っていただける方26名（令和2年3月31日時点）に就任いただき、障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。

<地域アドボケーターの地域別人数>

圏 域 名	市 町	合 計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	3人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	3人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
湖西圏域	高島市	2人
合 計		26人

2 相談実績

(1) 令和元年度（10月1日から3月31日まで）相談概要について

条例に基づき、相談体制を整備した令和元年10月1日以降、障害者差別解消相談員に寄せられた相談件数は、合計58件あり、うち55件について相談対応を終了しています。（なお、平成31年4月から令和元年9月に受け付けた相談は27件でした。）

ここでは、その58件の概要を紹介します。

	新規受付	前年度から継続	次年度へ継続	終結
令和元年度	58		3	55

【参考：H30=44件、H29=46件、H28=43件 ※市町、県教委、県警含む全県の相談件数】

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの。
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの。ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く。
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの。
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの。
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ。
⑧その他	上記に分類できないもの。

○類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(24頁参照)

分野	①差別	②合理的 配慮の不 提供	その他						合計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	1	1							2
イ 労働	1	1				3			5
ウ 商品	1		1	2					4
エ 福祉						1	1		2
オ 障害	2	1		1		2	3		9
カ 医療	3			4		1			8
キ 建物	1	6				4			11
ク 不動産	1								1
ケ 地域	2			1					3
コ 情報		1				1			2
カ 意思	1					1			2
シ その他	2		1	1		3	2		9
合計	15	10	2	9	0	16	6	0	58件
			33						

イ 発生地の圏域別

圏域名	件数
大津圏域	12
湖南圏域	8
甲賀圏域	3
東近江圏域	1
湖東圏域	4
湖北圏域	6
湖西圏域	4
その他・不明	18
県外	2
合計	58件

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	件数
肢体不自由	19
視覚障害	4
聴覚障害	2
内部障害	2
知的障害	6
精神障害	17
発達障害	4
難病	0
その他・不明	11
合計	65件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

エ 相談者の属性

相談者	件数
本人・当事者団体	31
家族	2
地域アドボケート	11
支援者	2
関係者	4
事業者	3
市町行政	5
その他	0
合計	58件

(2) 相談件数等のクロス表

ア 障害種別と相談者

	本人等	家族	アドボケ ーター	支援者	事業者	市町行政	関係者	総計
肢体不自由	10		3			3	3	19
視覚障害	4							4
聴覚障害			1			1		2
内部障害	1		1					2
知的障害	2	1		2			1	6
精神障害	13		2		1	1		17
発達障害	1		2				1	4
難病等								0
不明・その他	6	1	2		2			11
総計	37	2	11	2	3	5	5	65件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

イ 相談分野と障害種別

	肢体不 自由	視覚 障害	聴覚 障害	内部 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	難病等	不明・ その他	総計
ア 教育		1					1			2
イ 労働	1	1		1					3	6
ウ 商品	2	1				1				4
エ 福祉	1						1			2
オ 障害	3				1	3	1		3	11
カ 医療	1		1	1		5			1	9
キ 建物	7	1				2			1	11
ク 不動産					1		1			2
ケ 地域			1		1	1				3
コ 情報	1	1								2
カ 意思	1								1	2
シ その他	2				3	5			1	11
合計	19	4	2	2	6	17	4	0	11	65件

※複数の障害種別に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

(3) 相談事例

ここでは、令和元年度に障害者差別解消相談員（以下、県相談員という）にどのような相談が寄せられ、どのように対応をしたかを分野別に紹介します。

ア 教育分野【差別（不当な差別的取扱い）】

教育分野では、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の相談がそれぞれ1件ずつありました。障害のある子どもの支援を行う教育関係機関には、障害への理解と丁寧な対応がより一層求められます。

事例①	教師が発達障害の疑いがある生徒に対して人権を無視した発言をしているという相談
相談者	発達障害の疑いのある生徒の保護者
相談内容	生徒の保護者懇談会の際、学年主任から「発達障害の資料を読んでおくように」と言われ、担任教師から「あなたの息子は発達障害があり特別支援学校へ転校しては」と言われた。この発言や対応は、障害者差別ではないか。
対応	教育委員会へ情報提供を行い、保護者の相談内容について、以前から対応している事例であることが判明した。当該生徒は生徒指導上課題があり、対応に苦慮していたが、学校や市、教育委員会での対応は終結しているとされていた。保護者は納得されておらず様々な機関に相談をされていることが判明。保護者の思いを聴き取ることに徹した。

事例①では、障害を理由とした取扱いに係る相談でしたが、すでに教育委員会側で対応が終結されていることが分かりました。県相談員として保護者の思いを丁寧に聴き取り、教育委員会側にも保護者の思いを伝えながら、傾聴することで保護者の思いを受け止めることとしました。

イ 労働・雇用分野【合理的配慮の不提供】

労働・雇用分野では、障害に対する理解と配慮がないという相談が複数ありました。障害のある人と働く上で、一人ひとりに合った配慮をすることが必要です。また、障害のある人が1人で問題を抱え込んでしまわないよう、組織内での相談体制の整備や日頃からコミュニケーションを取っておくことが重要です。

事例②	事務補助として障害者雇用で勤務していたが、雇用率達成のみを意識した雇用になっていないか。同僚から業務上の嫌がらせを受け退職に追い込まれたという相談
相談者	身体障害（視覚障害）のある本人
相談内容	事務補助として雇用されたが、同僚の職員から挨拶もなく無視される、仕事をくれない、手の不自由さがあり仕事のミスをすると叱責される等嫌がらせを受けている。その上司からも嫌がらせを受け退職することにしたが、管理職からの謝罪もなく、今後の改善に向けた対応をしてほしい。
対応	相談者の思いを傾聴した上で、所管部局へ情報提供をし、今後の丁寧な対応を依頼した。当該部局経由で当該職場へ確認したところ、相談者の在職中において、そのような事実は確認されていないとのことであったが、つらい思いをされていた可能性もあるため、改善を検討したいとの回答があった。その後当該職場では、年に数度、面談し十分な相談をした上で業務の分担を行うなど、改善の報告があった。

事例②では、障害者雇用の職員が業務上の配慮を受けたいが対応してもらえないという相談でした。相談者の思いを聴き取り、適切な部署につないだことで、職場における合理的配慮の提供について理解を深めていただくことができました。

ウ 商品の販売またはサービス提供分野【差別（不当な差別的取扱い）】

商品の販売またはサービス提供分野では、障害を理由にサービスの提供を断られたという相談や障害のある人が依頼した方法で対応してもらえなかったという相談がありました。事業者側には、障害のある人の思いを聞いていただき、できる範囲での対応を考えていただくことが必要です。

事例③	いつも利用している入浴施設において、突然、杖にカバーを装着するよう求められ、不快に感じた。同じことが起こらないよう行政から指導してほしいという相談
相談者	市町の障害福祉担当職員
相談内容	いつも利用している入浴施設で、以前は求められていなかった杖にカバーを装着するよう言われた。県内の他の施設では言われたことがない。入浴施設を利用する際は杖を拭いて清潔にしているのに、カバーの装着を求めるのはおかしいのではないかと。
対応	県相談員が入浴施設を訪問し、相談者の内容について状況を確認した。他の利用者から「杖が不潔ではないか」と言われ、カバーの装着を求めたとのこと。今後、同様の申し出があった時には、入浴前に、杖は拭いており清潔であることを説明すると話されていた。相談の当事者は県の事実確認などの動きに感謝されていた。

事例③は、身体障害のある人が、杖が汚れていることを理由に利用を制限されたという相談です。

相談者の思いを受け止め、すぐに施設への事実確認を行いました。相談者の気持ちを受け止め、他の利用者への理解も得られるよう、施設が前向きに検討され、さらに障害者を受け入れるうえでの配慮について理解を深めていただくことができました。

オ 障害福祉分野【差別（不当な差別的取扱い）】

障害福祉分野では、施設建設に関する反対や、希望するサービスが受けられない、施設職員の対応に配慮がないといった相談がありました。障害のある人の生活に関わりの深い福祉関係事業所に関する相談に対しては、適切な支援やサービスが受けられるよう、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

事例④	障害者のGH建設に反対する住民がいるが、障害者差別解消法や条例を根拠にしてどのように対応すべきかという相談
相談者	事業者
相談内容	ある市で障害者支援区分5と6の認定を受けている方を対象としたGHの建設を考えているが、地元の方から建設反対の声があがっている。差別と考えるが、法や条例では罰則規定もない中で、どのように対応すればよいか。
対応	法や条例における、障害者差別（不当な差別的取扱い）の考え方や、義務付けについて説明。時間はかかるが、法的な根拠を示し、理解を求めていくよう説明をした。特に、条例では個人についても差別の禁止を義務付けていることから、理解を求めていくことが必要と話した。

事例④では、相談者が条例を根拠に話し合いを進めていきたい意向であることを踏まえ、条例の説明を丁寧に行い、更に差別解消の啓発に取り組む姿勢を強調した結果、まずは相談者が自ら対応する姿勢を示されました。

カ 医療分野【差別（不当な差別的取扱い）】

医療分野では、医療関係機関での従事者に不適切な対応や発言をされたといった相談などがありました。障害のある人が安心して医療が受けられるよう、医療関係機関に対して、引き続き啓発活動を行っていきます。

事例⑤	薬局で処方箋を出したが、薬の調合の順番を後回しにされたという相談
相談者	京都府広域専門相談員
相談内容	京都府在住の精神障害のある相談者が県内の薬局で薬の調合を待っていたところ、順番を後回しにされた。また、薬剤師が相談者の個人情報と話していたり、父親と連絡を取っているようだが止めてほしい。
対応	薬局に事実確認をした上で、話し合いを行った。施設の構造や調合の方法等について確認を行った結果、相談者の訴えに相当する事実は確認できなかった。

事例⑤では、薬局と話し合いをすることで、調合の手順や職員体制について確認することができ、相談者が感じた内容については想定できないと判断しました。直接、現場へ事実確認に行くことで、環境の確認のほか、障害のある方への配慮など啓発することができました。

また、条例を整備している近畿府県の相談員による研修会を定期的を実施し、相談員同士の顔の見える関係を構築することで、府県をまたがる当該事例においても迅速な対応を図ることができました。

キ 建物・公共交通分野【合理的配慮の不提供】

建物・公共交通分野では、バス、タクシーなどの公共交通機関の利用に係る相談や、職員の対応に関する相談が多くありました。日々の移動手段である公共交通機関に関わる職員には、障害特性に応じた丁寧な対応が求められています。

また、事業者には、障害のある人から社会的障壁（バリア）をなくすための配慮を求められた場合、過重な負担でない範囲での合理的配慮の提供が求められています。

事例⑥	無人駅で下車する必要があるが、事前に鉄道事業者へ連絡をしたところ、当日の人手不足を理由に一つ手前の有人駅を利用するよう言われたという相談
相談者	市町の障害福祉担当職員
相談内容	講演会の講師が電動車いす利用者であり、事前に鉄道事業者へ会場最寄りの駅で降車するよう予約をしたところ、当該駅は無人駅で対応ができないため、一つ手前の駅で降車するよう言われた。人手が足りないことを理由に本人が希望する駅で降車が認められないのは、合理的配慮の不提供で障害者差別ではないか。
対応	県庁内の公共交通担当課へ連絡。その後、鉄道事業者が設置している「お客様のサポートダイヤル」に問い合わせたところ、通常、無人駅での乗降を希望された場合、近くの有人駅の駅員が対応しているとの回答。県条例について説明の上、今後の対応方針を再確認したいと申し入れた。後日、鉄道事業者から人員調整を行い希望の駅で乗降可能とすると回答あり。今後も、希望があれば可能な限り組織として人員調整をして対応すると回答が得られた。

事例⑥では、県と市町職員が鉄道事業者へ合理的配慮の提供を求め、前向きな回答を得ることができました。今後も、無人駅が増加していく傾向がある中で、合理的配慮の考え方や対応方法について説明・提案し、障害のある人の移動に関して配慮される可能性を広げていきたいと考えます。

ク 不動産取引分野【差別（不当な差別的取扱い）】

不動産取引分野では、障害を理由として物件の賃貸契約を断られたなどの相談がありました。障害のある人たちが、正当な理由なく、不利益な取扱いを受けることがないように、条例の周知・障害への理解促進を図っていく必要があります。

事例⑦	借家の賃貸契約において知的障害と発達障害のある利用者の入居拒否があったという相談
相談者	知的障害と発達障害がある障害者の家族
相談内容	借家の賃貸契約の申込みをしようとしたところ、3～4件の物件を紹介してもらったが、大家に確認してもらおうと、ことごとく契約を拒まれた。不動産業者は大家の意見を尊重せざるを得ない。「障害を理由としてではなく収入面での不安がある」などと言われるが、条例ではどのように対応してもらえるのか。
対応	今回の件について、障害のある人が住まいを探す場合に相談できる「しが入居支援センター」へ県から相談。当該事業者は「要配慮者支援店」であり、障害のある人への理解もある店舗であることが分かる。 また、県担当課とも情報を共有したところ、要配慮者（障害・認知症・高齢者等）への理解が深まるよう啓発しており、当該事業者を確認したところ、他の物件を紹介するなど丁寧な対応がなされていた。ただ、今回のように大家が契約を拒むことが直ちに宅建業法等の違反とまではいかないという意見も得た。 県の対応経過を相談者に伝えたところ、相談支援専門員の知り合いの大家に貸してもらうことができたという報告を受けた。

事例⑦は、外見上はわからないが、知的障害と発達障害がある方が一人暮らしをするため、その家族が不動産業者を通じて物件を探そうとしたが、大家から拒否されたという相談でした。

事実確認をしたところ、当該事業者は「要配慮者支援店」として登録され、理解もあり丁寧な対応をされていることが分かりましたが、結果的には時間の関係もあり、支援者を通じて物件を見つけておられました。県担当課も不動産業者と福祉事業者との相互理解が必要と認識しており、これを機に連携しながら、大家等へ条例の理念や合理的配慮の提供についての理解を深めていただく啓発に取り組めます。

ケ 地域活動分野【差別（不当な差別的取扱い）】

地域活動分野では、GHの所在地である地元自治会から、町内の役員を引き受けてほしい。できなければ自治会ルールにより2倍の自治会費を払ってほしいなどと要求をされたという相談がありました。

障害のある人がグループホームのある地域で安心して暮らすことが出来るよう、地元自治会や近隣住民等に対して、引き続き啓発活動を行っていきます。

事例⑧	自治会の役員を引き受けないのであれば自治会費を倍額払って欲しいと言われたという相談
相談者	グループホーム（GH）運営事業者
相談内容	知的障害のある入所者が多いGHを運営し、従前から施設として地元自治会へ協力できることを続けてきた。例えば、草むしりや清掃、子ども110番など。しかし、次年度の役員選出において、住民の高齢化により役員の担い手がなく、GHの入居者も役員をやってほしい。無理なら、自治会費を近隣のスーパーと同様に2倍の額を払うよう言われたが、この件は法や条例に定める差別にあたるのではないか。施設として自治会役員へ説明をしたいと考えるがこの考え方で間違っていないか確認したい。

対応	相談者の地元自治会の対応に対する考え方を、条例に照らして再度確認した。従来から可能な事柄については自治会に協力されており、高齢化による役員不足は別の問題である。また、営利目的であるスーパーと同様の取扱いをGHに求めるのは配慮に欠けると判断し、相談者の考え方を支持した。後日、相談者が自治会の役員会で条例等の内容について説明をされ、理解を得られたと報告があった。
----	--

事例⑧では、地元自治会と話し合いをすることで、条例が目指す共生社会を実現するため、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供についての考え方を説明されました。相談者は条例の検討等にも参画いただいた方でその内容について精通されており、自らの経験をもとに同じ市民の立場で自治会へ説明されたので、理解を得られたのではないかと思います。今後も多くの市民の方に差別事例がある毎に同じことが起こらないよう気付く機会を啓発の場として活かしていきます。

コ 情報の提供分野【合理的配慮の不提供】

情報の提供分野では、合理的配慮の提供は「過度の負担のない範囲で」となっているが、どこまで対応すべきかという相談がありました。視覚や聴覚に障害のある人から問合せを受けた場合等は、資料の読み上げや、手話通訳や筆談などで対応することが求められます。

事例⑨	会議等で使用する資料を継続的に郵送してほしいと、県民から相談があったが、合理的配慮の提供としてどこまですべきなのかという相談
相談者	県職員
相談内容	肢体不自由があり、インターネットによる閲覧や会議への傍聴などに行けないため、資料などを毎回送ってほしいと県民から問い合わせがあり、個々の内容により郵送等をしているが、どこまで対応する必要があるのか教えてほしい。
対応	資料の内容や、インターネットで広報しているもの等について確認し、毎回、全ての資料を送ったとしても全てに目を通すとは思われない分量であることを確認。例えば、資料の一覧を作成するなどして、必要な資料のみを郵送するなど、相手と話し合いを重ねて、お互いが折り合えるところで対応すべきと説明。

事例⑨では、障害のある方からの情報提供の依頼についてどこまで応じるべきかという相談でした。

県の情報提供の担当部署と現状把握や調整を行い、改めて合理的配慮の提供義務について確認するとともに、今後障害のある人から依頼や問合せがあれば丁寧に対応していく体制を考える問題提起となり、各部署で充実していくことが必要となります。

シ その他

アからサの11分野以外の相談を「その他」の分野として分類しています。さらに、「その他」を細分化した中でも障害のある人やその家族が「不快や不満」と感じた内容が9件あり、そのうち医療分野に関するものが4件ありました。また、「その他相談」とした内容は16件あり、そのうち労働・雇用分野3件、建物・公共交通分野4件が主な内容でした。

不快・不満の事例 【医療分野】

事例⑩	聴覚障害のある人が、年金の再認定の手続きで診断書を提出する必要があると、医療機関を受診したところ、聴力検査で「実際は聞こえているのでは」と医師から高圧的に言われた。どうすべきかという相談。
相談者	(当事者の家族から相談を受けた) 地域アドボケーター

相談内容	診断書作成のために受診した医師から、聴力検査を実施した際に「聞こえるのではないか」と高圧的に言われた。 それに同席していた家族が、そのようなことが診断書に記載されると、現在受けている福祉サービスが利用できなくなるのではないかと不安に思い、相談した。
対応	地域アドボケーターと市町担当職員、県相談員の3者が共同で、普段利用されている通所事業所へ行き、所長や本人と面談し、事実確認を行った。 普段の様子をよく知る所長からも障害は確かに認められるとあり、所長も当該医療機関に同伴し、医師とも話し合いをされており、結果的に、今回の診断書については従来の障害の状況と変更なしとされた。

事例⑩は、医療機関での一方的な判断により、今まで受給している福祉サービスが使えなくなるのではないかと不安から、身近な相談者である地域アドボケーターへ相談が寄せられました。このことは、障害者手帳の判定基準にかかる不安ではなく、医師の発言内容や話し方に対する不快であったと考えます。今後も、県相談員として障害のある人を支援する立場を理解し、問題の根底を見抜く力を養うことが必要であると再認識することができました。

意見・要望等の事例 【建物・公共交通分野】

事例⑪	ある鉄道事業者の身体障害者割引制度は100km以上でないとい割引ができないが、他の事業者やバス会社にはそのような制限がないのにおかしい。また、バス会社により精神障害者への割引制度が違うのはおかしいのではという相談、意見。
相談者	障害のある本人
相談内容	精神障害があり、鉄道やバスを利用しているが、割引制度にそれぞれ差異があり不公平だと思う。特に身体障害者には適用され精神障害者には割引制度を設けていない事業者もあり、おかしいと思う。
対応	精神障害者の方が、身体障害者の方と比べて割引制度がない場合があるという実情は把握している。法や条例が整備されたが、こうした障害種別間の差は「差別」という定義はされていないが、心情的に不平等感を感じられることは理解をする。障害のある方がより生活しやすくなるよう施策を更に充実していくことが大事だと考えている。引き続き、共に頑張っていきたい。

事例⑪は交通機関に関する意見であり、障害の種別によりサービスに差異が生じていますが、誰もが生活しやすい社会となるよう施策の充実を求めていくことが重要であると考えます。

(4) 相談活動のまとめ

条例に基づき令和元年10月1日から相談体制を整備し、障害者差別の解消を一層推進することとしています。具体的には専門の資格を有し（保健師・社会福祉士）、相当の経験を有する者2名を障害者差別解消相談員として障害福祉課に設置し、相談対応をしています。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられており、2名の相談員を中心に対応を行っています。相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

障害者差別解消相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

その一つとして、近隣府県で条例を整備している府県の相談員や担当者による合同研修会・意見交換会に参加しています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例や障害者差別解消法の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を事業者にはたらきかけたりすることが重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めています。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口で相談に来られる方もおられます。相談者の気持ちに寄り添いながら、相談者の抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な機関に丁寧に引継ぎを行うこととしています。

オ 近隣府県との連携

条例では、県内で起こった事案を相談対象としていますが、県外で起こった事案について相談があった事例もありました。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼することとしていますが、府県ごとに相談体制が異なる場合もあります。近隣府県との意見交換会等を通じて、一層の連携強化を図るよう努めています。

(5) 障害者差別解消相談事例検討会議について

○事例検討会議の目的

上記(4)のとおり障害者差別解消相談員を中心に相談対応をしているところですが、以下の点について外部有識者等から専門的な意見を聴取する機会を確保する必要があることから「障害者差別解消アドバイザー」を設置し、相談事例の検証を行い、経過、対応方針、課題などを共有し、全体として相談対応力を向上させる取組を行いました。

- ①相談員および県担当者では対応困難な事例についての対応策の検討
- ②相談対応した事例を振り返り、評価を受けることで相談員等のスキル向上を図ること
- ③相談事例に関する分析評価等

○事例検討会開催結果

令和2年2月末に開催し、令和元年10月1日からそれまでに受け付けた46件の相談事例について対応経過や結果について報告し、3人のアドバイザーからそれぞれの専門的見地に立った助言をいただきました。以下、助言内容を一部抜粋して紹介します。

①主訴がはっきりしない相談に対する事実確認の判断について

主訴がはっきりしない相談への事実確認の方法として、まず傾聴をして相談者の納得感を得る。次いで事実確認をしながら適切な支援を考える。また、訴えの背景にあるものは何かを考える。主訴から発せられる課題の集積が大事。特に精神障害者への支援は保健所の保健師の協力を得ることもある。相談者の居住市町における支援のキーパーソンを探し、相談者への支援につなげる。

相談の内容は相談者の困りごとの一部であり、相談者の支援を継続して実施していくためには県だけでは対応できないことも多い。市町との連携が必要となってくる。県と市町の役割についてフローチャートを作成してはどうか。

②複数の店舗がある事業者へのアプローチについて

解決の順序として、まず事象のあった店員／店舗の改善を第一にする。できなければその上の支店、さらに本社まで上げていく。事案が発生した原因が、本社の方針によるものか、個々の店舗の問題か、店員個人の問題なのかを確認をする。支店や店舗での事例を積み上げて、本社へ伝えることも大事。

③相談機関間の役割分担について

内閣府調査では市町村において差別に関する相談件数が不明、カウントしていないと回答した割合が49%となっており、法施行後も現実的には市町が差別に関する相談窓口の機能を果たしていないケースがあるのではないかと推察される。市町が差別に関する相談対応の力量を上げるためには、県が受けた相談についても調査に同伴を求め、市町にも当事者意識を持ってもらう必要がある。また、ここまでの情報は出してほしいと明確にする。また、差別に関する相談窓口の職員に対する研修が必要ではないか。研修機会等を通じ顔の見える関係を築くことが大事である。

④障害種別間の差に関する対応について

障害者差別解消法や条例は、障害のある人とない人の間の差別を埋めるためのものであり、障害種別間の年金やバス割引の問題は、法、条例において解消する課題とはなっていない。行政機関としてのアドバイスとして適切ではないかもしれないが、掘り所にすべきは差別解消法ではなく障害者基本法などを根拠に改善を求めの方が課題解決に対してアプローチしやすいのではないかと。

⑤公共交通機関における合理的配慮の提供について

(上記事例⑥)について、無人駅での当初対応は、必要な配慮を事業者として検討しておらず、不適切な対応であり、「合理的配慮の不提供」に当たる。無人駅を理由とすることが問題ではなく、無人駅で車いす利用者等に対する配慮をしていないことが大きな問題。本来は、事前の予約なしで

も電車に乗ったら対応できるようにしていくことが望ましい。

また、人身事故等で電車が混雑しており、他の乗降客は何とか電車に乗れるにも関わらず、車いす利用者についてはスペースがないという理由で電車に乗ることができず何本も電車を見送らざるを得ないケースについても、一般客を一旦下ろしてでも「車いすスペース」を確保すべきで「次の電車に乗ってください」という対応は差別に当たる可能性がある。

⑥聴覚障害者への医療機関の対応について

（上記事例⑩）について、威圧的と感じた医師の態度について事実確認すべきであり、その時偶然知りえた情報（身体障害者の等級等）は問題にすべきではない。相談者と当事者の信頼関係が崩れてしまう。

⑦温泉施設での入浴拒否事案について

施設側は、車いすの人が入浴するイメージを具体的に持っているのかが疑問。イメージできかないため拒否しているのかもしれない。抽象的な不安、危険による拒否は、「正当な理由」に該当しない。具体的な課題をつめていき、その課題に正当性がない限り差別と判断すべき。

「公衆浴場に対するアンケート」結果は、他の入浴施設における対応の客観的な根拠となる。そのような根拠を集め、温泉施設に改善のアプローチをしてはどうか。

⑧旧優生保護法による避妊手術への対応について

旧優生保護法についてはまだまだ知らない人が多いので、講演会や出前講座などを開催し、同時に相談窓口の案内を設置し、知らない人が情報を得る機会を設けることが必要である。

⑨インターネットにおける差別的発言の削除要請について

相談において、個人を特定して誹謗中傷している訳ではないので、名誉棄損で訴えたり、削除要請を求めることはできない。インターネットにおける投稿について名誉棄損で訴える場合、当事者適格は本人にあり、本人が削除の要請をする必要がある。行政は当事者適格がなく削除要請できない。弁護士等への個人からの削除要請に関する相談も増加しており、インターネット上の投稿の削除を専門とする弁護士もいる。削除については、投稿された方の権利侵害と、表現の自由とのバランスで検討されることになる。行政から削除要請をするのであれば、他市のヘイトスピーチ条例のようにまず法令の整備が必要となる。

別のアプローチとして、当事者団体等が啓発等の逆キャンペーンをするなどの手法がある。

⑩障害を理由に物件を貸さないことについて

障害のある人へ理解があり、受け入れに協力的な大家でも、障害特性（臭いや音に過敏）により近隣住民とのトラブルが続くと消極的になるケースもある。入り口で障害を理由に入居を断る大家には障害への理解促進が必要だが、理解がある大家に対してしっかりとフォローできるように支援体制（トラブルが起きたときに解決してくれる支援員を明確にしておく等）を整えることも必要。ある政令市では、大家向けの障害者理解啓発のチラシを作成しており、HIV、精神障害、知的障害など障害種別ごとに細かくその特性等を記載し大家等への理解を求めている。他にも様々な課題に対しての理解促進のチラシを丁寧に作成している自治体もあり、参考にしてはどうか。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和元年度開催結果

令和元年11月5日に委員会を開催し、会長の選出、各構成機関における差別解消に向けた取組、条例に対する期待、必要な施策などについて審議を行いました。

なお、令和2年3月にも第2回目の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止としました。

(2) 地域アドボケーター研修会の開催

○開催の目的

地域アドボケーターとしてのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催。

○令和元年度開催の内容について

令和元年11月5日に研修会を以下の内容で開催しました。

- ・障害者差別解消法および滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について

講師：NPO 法人 DPI 日本会議 副議長 尾上浩二さん

- ・地域アドボケーターとしての活動についての意見交換

→意見交換の中では、条例とともに地域アドボケーターの周知や対応マニュアルへの内容に関して質疑があり、地域アドボケーターの様々な立場や経験から今後の活動への期待と不安が出されました。

※令和2年3月にも開催を予定していましたが、コロナウイルスの関係で中止しました

○主な意見

- ・差別解消法も見直しの時期であり、相談・解決をどうするか。迷いながらやって当たり前
- ・門前払いにしない、困っていることに耳を傾ける
- ・差別をなくしたいという熱い思いをもって続けていきたい
- ・障害者の立場に立つこと、いろいろな人が生きていく社会とは何か・・・を考えながら、差別を解消していくことが大事である
- ・地域アドボケーターが整備されてもまだまだ終わりではない。差別にはいろいろな種別があり条例の勧告の仕組みは強いツールである
- ・市町の温度差もあるかもしれないが、差別を掘り起こしていくことが必要

(3) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

○開催の目的

令和元年10月から障害者差別解消相談員と地域アドボケーターの活動が始まりました。障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、障害者差別解消相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、情報共有の方法などについて考える機会とすることを目的に開催しました。

○令和元年度開催結果等

圏域	日程	時間	場所
湖西圏域	11月12日(火)	10:00~12:00	高島保健所2F大会議室
湖北圏域	11月12日(火)	14:00~16:00	長浜保健所2F中会議室
湖東圏域	11月20日(水)	10:00~12:00	湖東合同庁舎1F1B会議室
東近江圏域	11月20日(水)	14:00~16:00	東近江保健所2F会議室
大津圏域	11月25日(月)	10:00~12:00	県庁北新館3F多目的室③
南部圏域	11月26日(火)	10:00~12:00	南部合同庁舎別館3F大会議室
甲賀圏域	11月26日(火)	14:00~16:00	甲賀合同庁舎4C会議室

※各圏域での参加者は、①各市町の障害者差別解消業務担当者、②各圏域の地域アドボケーター、③各圏域健康福祉事務所の担当者、④県障害福祉課担当者および障害者差別解消相談員でした。

○主な意見

①地域アドボケーターの周知方法について

【各地域の主な取組】

- ・市町広報誌に条例の内容や地域アドボケーター設置について掲載（湖西、湖東）
- ・事業所職員対象の虐待研修において地域アドボケーターの紹介をする。（甲賀）
- ・新しい民生委員や障害者団体との懇談会で地域アドボケーターを紹介する。（甲賀）

【意見に対する対応】

- ・県のHPを改善して、地域アドボケーターの情報にアクセスしやすいようにする。
- ・地域アドボケーターを紹介する啓発物品を作成し、広く周知する。
- ・地域アドボケーターや相談員が対応した事例について周知する手法について検討する。

②地域アドボケーターのバックアップ体制について

【各地域の主な取組】

- ・高島市障がい者差別解消支援地域協議会に地域アドボケーター2名に入ってもらいたいと考えている。（湖西）
- ・地域アドボケーターの業務にある「障害に係る理解促進」は市と協力して周知活動をしていく。（甲賀）
- ・地域アドボケーターの対応マニュアルを関係者にも配布し、地域アドボケーターの活動の理解促進を図るとともに、地域自立支援協議会の権利擁護部会において地域アドボケーターの活動を支える。（湖北）

【意見に対する対応】

- ・定期的な研修会、情報交換会の開催を通じて、地域アドボケーターの取組を継続して支援する。
- ・各地域においても地域アドボケーターを支える体制整備について検討いただきたい。

③地域アドボケーターの活動について

【意見に対する対応】

- ・研修会、情報交換会において、他の圏域の地域アドボケーターの取組を紹介する。
- ・地域アドボケーター間の連携のあり方について検討する。

(4) 普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や平成28年4月から施行された障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

○第1回（南部会場） 7月15日 滋賀県庁新館7階大会議室 104人参加

「基調講演」滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

講師：尾上浩二氏（NPO 法人 DPI 日本会議 副議長、条例検討専門分科会委員）

「シンポジウム」：共に学び、共に生きる

登壇者：チームかなこ 北村佳那子氏、山崎秀子氏 尾上浩二氏

○第1回（北部会場） 7月28日 滋賀県立男女共同参画センター大ホール 144人参加

「基調講演」滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と「障害の社会モデル」について

講師：北野誠一氏（NPO 法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長、滋賀県障害者施策推進協議会会長、条例検討専門分科会委員）

「講演」：触常者という生き方 ～無視覚流ライフを楽しむ～

講師：広瀬浩二郎氏（国立民族学博物館准教授）

「対談」：障害とは何か～障害の社会モデルを通じて考える～

登壇者：広瀬浩二郎氏、北野誠一氏

○第2回 3月14日（土）コロナ感染症対策にて中止しました。

イ 出前講座（研修・説明会実績）

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、啓発を行いました。

区分	回数	主な開催先等	参加人数
国の関係機関	1	国立印刷局	260
県の関係機関	7	滋賀県警／警察学校 県消費生活相談員 等	417
市町の関係機関	7	健康福祉事務所長 栗東市人権啓発委員 等	355
教育機関	5	水口東高校 長浜北星高校 等	360
事業者	4	県信用保証協会等	240
関係団体	38	ステップアップ21、自閉症協会 等	2, 232
自治会	2	亀山ニュータウン 東近江蒲生地区	370
その他	2	県条例フォーラム JDF 全国フォーラム	170
合計	66回		4, 404人

ウ ガイドラインの周知

条例に基づき、民間事業所等が行う合理的配慮の望ましい事例等を示すとともに、条例の目的や内容（不利益取扱いの禁止等、相談、助言・あっせん等の考え方など）を盛り込んだガイドラインを作成（令和元年12月）しており、滋賀県障害福祉課のホームページでの広報・周知を行っています。

エ 条例パンフレットの配布

条例の概要を説明したパンフレットを滋賀県内各保健所や市町窓口で配布しています。また、滋賀県障害福祉課のホームページでの広報・周知を行っています。

オ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用を助成しました。

種別	内容	令和元年度実績（件）
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど（上限額3万円）	筆談ボード175件 (内訳) 別記※
物品の購入	折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど（上限額5万円）	スロープ3件 車椅子1件 可動式テーブル1件 助聴器1件
合計		181件（申請153件）

※筆談ボード実績内訳

地域 種別	大津	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計
不動産	1							1
飲食	3	1		3	1			8
美容	1	1	3		1			6
観光	2	6	4	6	7	5	8	38
小売		2			4			6
宿泊		1	1		1			3
医療	32	30	10	17	8	11	4	112
その他		1						1
合計	39	42	18	26	22	16	12	175件

4 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制を整備した令和元年度下半期に、障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は計58件でした。条例施行前は、市町や県教委・県警等含めた県全体での年間相談件数が40～50件程度でしたので、条例ができたことにより相談件数が大きく伸びたと言えます。

しかし、まだまだ条例の内容や相談窓口についての周知が不足していると考えています。相談窓口のことを知らないために相談ができない人や、相談の対象となるようなことが身近に起きていても条例や法のことを知らず、あきらめている人もいると考えられます。

相談窓口の更なる周知を行うとともに、相談者から信頼される相談先となるよう、その実効性を高めるための取組を重ねていきたいと考えています。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

事業者へ確認を行うと、障害のある人への誤解や差別解消のための理解が不十分なため、不適切な対応につながっていると考えられる場合が多いのが現状です。

事業者への対応改善をはたらきかけていくことはもちろんですが、事業者に対し好事例を発信したり、従業員向けの研修を実施したりするなど、事業者や業界全体に向けた啓発の機会を増やし、「点から線へ、線から面へ」つないでいく取組をますます強化していくことが必要だと考えています。

また、条例では、民間事業者への合理的配慮の提供を「義務」とするとともに、個人に対しても差別の禁止や合理的配慮の提供を義務付けるなど、法以上の対応を求めています。これまで以上に周知・啓発が重要と考えています。「障害の社会モデル」の考え方や条例の理念が広く、県民や事業者の皆さんに浸透するよう取り組んでいきます。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

差別を受けていてもあきらめていた、当たり前のこととして受け止めてきた障害のある方に寄り添い、埋もれていた差別を「見える化」して、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う、地域アドボケーターを設置しました。

この地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在であると考えています。引き続き、地域アドボケーターの周知に努めるとともに、今後も、研修会や情報交換会を定期的で開催し、スキルの向上や、関係者間での連携を深め、障害者差別の解消に努めていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法では、地方自治体に障害者差別に関する相談窓口を設置することが求められています。県内の各市町においても相談窓口が設置されており、基本的には既存の機関（ほとんどは障害福祉担当課）で対応がなされているところです。県では条例に基づき、専門の相談窓口を設置しましたが、障害者差別の解消＝障害のある方の生活改善と考えると、市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に寄せられる相談の内容も差別に関する以外のものも多く、特に、障害のある方への生活支援が必要なものがあり、こうした場合の市町や福祉関係機関での連携方法についても今後の課題と考えられます。

こうした様々な相談についても幅広く対応し、適切な情報提供や関係機関への引き継ぎを行っていくことが必要なため、今後も必要に応じて市町や滋賀県の関係機関、既存の各種相談窓口、市町との関係構築や連携強化を一層進めていく必要があります。

(3) 最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

滋賀では平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、法以上の義務付けを行うことにより、もう一段の取組を行っていくべくスタートを切りました。

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為です。

一方で、障害者差別は、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多くみられます。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もあります。

それだけに、障害者差別の解消に「特効薬」はなく、理解不足や入り組んだ問題を解決していくためには、もどかしくとも、一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを積み上げていくしかないのではないかと考えます。

そのためにも県民一人ひとりが、条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、社会のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について自分の事として捉えることが重要であると考えます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア) その年齢及び特性を踏まえた教育を受けることができるようになるための適切な必要な指導及び支援を行わないこと。</p> <p>(イ) 障害者及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取及び必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))およびは特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p>
イ 労働・雇用	<p>労働者の募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア) 障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ) 賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと</p>
エ 福祉分野	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またこれに条件を付すこと。</p>
オ 障害福祉分野	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させること。</p>
カ 医療分野	<p>医療を提供する場合において、当該障害者に対して、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア) 医療の提供を拒み、もしくは制限し、又はこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ) 意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>
キ 建物・公共交通分野	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またこれに条件を付すこと。</p>
ク 不動産取引分野	<p>不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
ケ 地域活動分野	<p>県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
コ 情報の提供分野	<p>情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
サ 意思表示の受領分野	<p>意思の表示を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
シ その他	<p>アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p>

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員

(任期：2019年10月11日～2021年10月10日) (50音順・敬称略) ※R2.3.31時点

構成機関等	役職	氏名
滋賀県特別支援教育研究会	会長	井上 照美
滋賀県市長会	栗東市福祉部長 兼福祉事務所長	宇野 茂樹
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	副理事長	小山 万亀子
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所代表	坂本 彩
滋賀県商工会議所連合会	びわこ花街道代表取締役	佐藤 祐子
(特非)滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	障害者相談・生活支援センター やすらぎ	杉山 更紗
滋賀県中小企業家同友会	理事・ユニバーサル委員長	田井 勝実
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
(社福)滋賀県社会福祉協議会	副課長	谷 佳代
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	会長	中村 裕次
滋賀県精神科診療所協会	副会長	檜林 理一郎
滋賀県医師会	理事	堀出 直樹
(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	湖北みみの里所長	松本 正志
長浜米原障がい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
(特非)滋賀県難病連絡協議会	副理事長	山根 寿美子
(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山野 勝美
(特非)JDDnet 滋賀	理事長	脇阪 恭明

地域アドボケーター名簿

(任期：2019年10月1日～2021年9月31日) (敬称略) ※R2.3.31時点

圏 域	所属または居住市町	氏 名
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾
	大津市障害児者と支える人の会	菅原 美代子
	ピアサポートWISH	福山 勝広
	脳外傷友の会	森岡 治美
	大津市ろうあ福祉協会	山口 健二
	障害者差別のないおおつをめざす会	中川 佑希
湖南地域	(特非)草津市心身障害児者連絡協議会	河副 健一
	守山・栗東障害者相談支援センターみらいく	太田 珠美
	医療法人周行会地域生活支援センター風	節木 哲也
甲賀地域	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー	桐高 とよみ
	甲賀市	橋本 善信
	さわらび福祉会	金子 秀明
	湖南市	小野 和雄
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり
	東近江市	夏原 稔
	竜王町	澤井 きよ
湖東地域	(特非)障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博
	彦根市	岸田 清次
	彦根市	川並 正幸
	多賀町	柴田 勝義
湖北地域	長浜市身体障害者相談員	酒井 なつ
	(社福)ぽてとファーム事業団	佐野 武和
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子
	長浜市手をつなぐ育成会	高田 峰子
高島地域	高島市	松本 良平
	高島市	谷口 まゆみ

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和2年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和2年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について ※本編P3～

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(25名)

2. 相談実績 ※本編P5～

(1) 令和2年度の実績

○令和2年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は**88件**(R2.4.1～R3.3.31)

(①障害を理由とする差別 8件、②合理的配慮の不提供 16件、③その他 64件)

○令和元年度の件数85件から3件(3.5%)増加している。

(2) 相談内容の種類

●分野別・相談の種類別

分野	①差別	②合理的配慮の不提供							合計
		③不適切な行為	④不快・不満	⑤環境の整備			⑥意見・要望等	⑦問合せ	
ア 教育		1	1	1					3
イ 労働	1	3	3						7
ウ 商品	2	5		2					9
エ サービス				1		1			2
オ 障害福祉				2					2
カ 医療			1	2				1	4
キ 建物・交通	1	1							2
ク 不動産									0
ケ 地域	2			1					3
コ 情報	1	4		1					6
ク サ 意思			1	2					3
シ その他	1	2	4	18		12	9	1	47
合計	8	16	10	30	0	13	10	1	88

●主な発生地

・大津地域	20件(22.7%)
・湖北地域	17件(19.3%)
・湖南地域	16件(18.2%)
・東近江圏域	12件(13.6%)

●障害者等の障害種別

・精神障害	33件(30.5%)
・肢体不自由	15件(13.9%)
・視覚障害	13件(12.0%)
・知的障害	14件(11.1%)

●相談者の属性

・本人	35件(37.6%)
・アドボケーター	17件(18.3%)
・市町行政	15件(16.1%)
・家族	12件(12.9%)

(3) 相談事例

【商品、サービス】 不当な差別的取扱い

コンビニエンスストアに盲導犬ユーザー、盲導犬、ガイドヘルパーで訪れたところ、店員に「犬はダメです。人が一緒なら盲導犬を連れて入る必要はないはず。」と言われた。盲導犬の説明をしたが、理解してもらえなかった。

⇒当該店舗、本社へ連絡し、身体障害者補助犬法に反することを説明。本社はHPで受け入れ方針を示しているが、方針が行き届いていなかったため周知を徹底する旨を説明された。県から、関係団体等に対して再度啓発依頼を行った。

【商品、サービス】 合理的配慮の提供

発達障害者が運転免許の取得にあたり、筆記試験が問題の読み飛ばしにより適切な回答ができない。問題の読み上げを依頼したが、断られた。

⇒警察庁から、道路交通法施行規則により読み上げによる試験を行うことは不可と回答があった。(自動車運転中は道路標識を目で認識して道路交通法を守ることを求めており、安全性を担保する意味でも試験問題を読んで回答するという趣旨が含まれているため。)ただし、マーク式回答が難しい場合について、回答方法を工夫するなど障害の特性に応じて個別に配慮している。

その後、県発達支援センターの支援により、筆記試験の配慮事項として文字に定規を当てること、(アナログ時計が読めないため)デジタル時計の設置および静かな試験環境を提案したところ、協力を得られることとなり、結果、その後の挑戦で運転免許が取得できた。

(4) 相談活動まとめ等

① 基本姿勢

相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談に対応

② 相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施

③ 事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④ 関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

⇒相談員の相談役(スーパーバイズ)のアドバイザー(3名)を設置し、事例の検証を定期的実施

3. その他の活動状況 ※本編P14~

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために3回開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2) 地域アドボケーター研修会

地域アドボケーターのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催

(3) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施

(4) 地域アドボケーター個別ヒアリング

障害者差別解消相談員が各地域アドボケーターへの個別ヒアリングを実施し、その活動状況や課題等を共有

(5) 普及・啓発活動

① 条例フォーラムの実施 R2.12.6 条例フォーラム(会場:ビバシティ彦根) 128人参加

② 出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 44回(延べ4,404人参加)

③ 合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成

・令和2年度から助成率を見直す(2/2⇒1/2)とともに、バリアフリー化工事等を対象に

※R3.2.7テレビ滋賀プラスワン「障害者差別のない共生社会を目指して」放映

4. 課題に対する今後の取組 ※本編P19~

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・差別は、障害のある人への誤解や理解不足により不適切な対応につながっていると考えられる場合が多く、事業者への対応改善を求めていくことに加え、好事例の発信や、従業員向けの研修等が必要

⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、CMIによる啓発等の実施、

小学生向け教育資材の作成、配布等により幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの情報交換会の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討

県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為。一方で、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多い。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もある。県民一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを継続して積み上げていくことが重要であり、そのために条例に基づく取組を着実に進めていく。

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」
の取組状況等について(令和2年度)

滋 賀 県

(令和3年11月)

目 次

はじめに	… 2
1 相談対応について	
(1)条例における相談対象	… 3
(2)相談体制と助言・あっせんの仕組み	… 4
(3)障害者差別解消相談員	… 4
(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)	… 5
2 相談実績	
(1)令和2年度相談概要について	… 5
(2)相談件数等のクロス表	… 8
(3)相談事例	… 9
(4)相談活動のまとめ	… 13
3 その他の活動状況	
(1)滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催	… 14
(2)地域アドボケーター研修会の開催	… 15
(3)地域アドボケーター・市町情報交換会の開催	… 15
(4)地域アドボケーター個別ヒアリング	… 16
(5)普及・啓発活動	… 17
4 課題に対する今後の取組	
(1)事業者・県民への普及・啓発について	… 20
(2)関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について	… 20
(3)最後に	… 21
参考資料	
(1) 条例における分野別規定	
(2) 滋賀県障害者差別のない共生づくり委員名簿	
(3) 地域アドボケーター名簿	

はじめに

県では、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下、「条例」といいます。)を平成31年4月に一部施行、同年の令和元年10月に全面施行しました。

この報告書は、条例施行後の取組状況や、障害者差別に関する令和2年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。そのために差別や合理的配慮の事例を記録し、分析・公表することは非常に重要であると考えます。

この報告書が、県民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただくとともに、共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになればと思います。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる相談を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法では、現在「努力義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

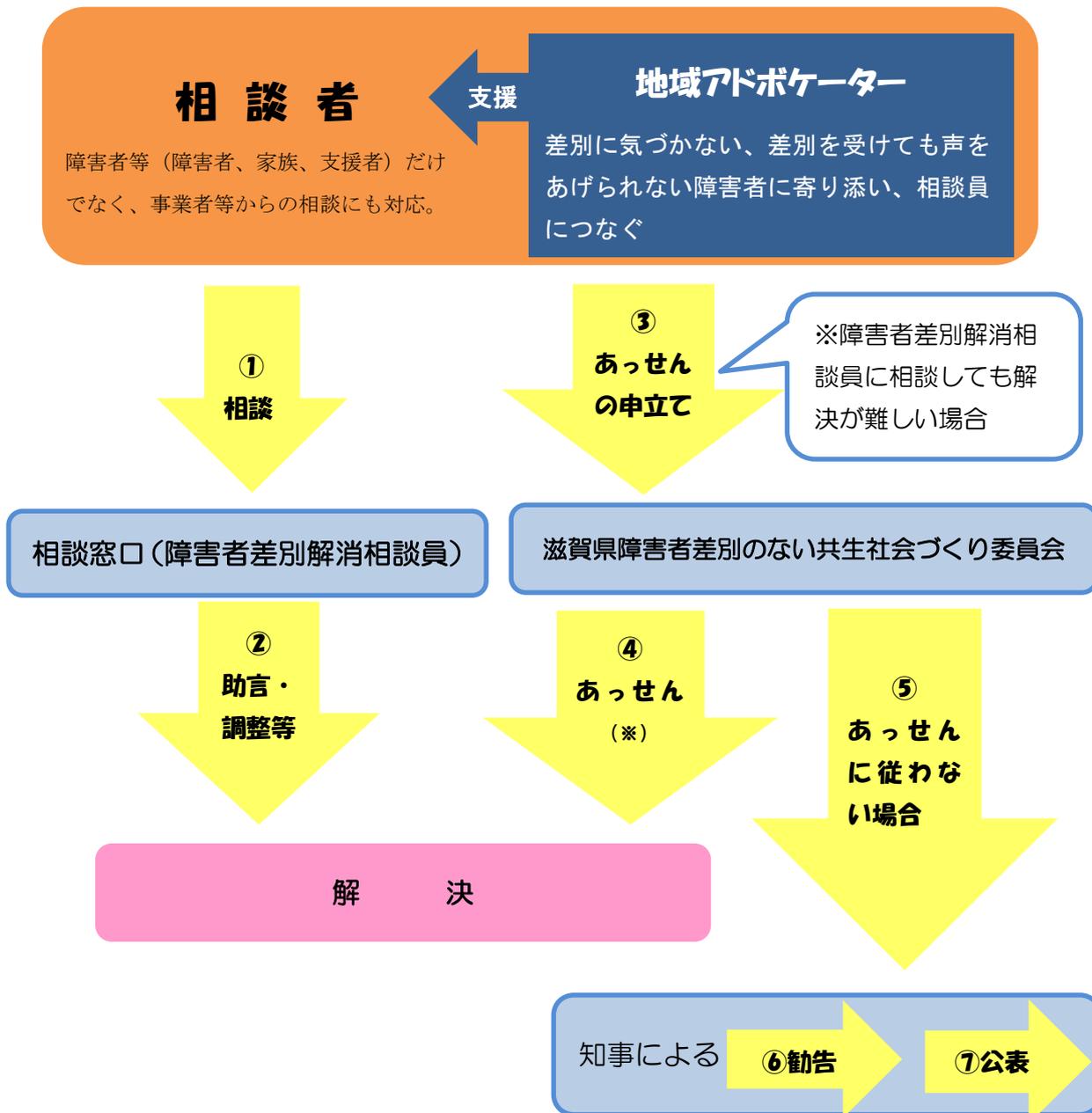
【合理的配慮の例】

- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。
- ・駅で視覚障害のある人からの申出に応じて券売機の操作を手伝った。
- ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
※申出がなくとも事前の対応を心掛けることも重要です
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話し合いの手続きのことです。

(3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係に2名配置しています。(令和元年10月1日)障害者差別解消相談員は、障害福祉課共生推進係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

地域アドボケーター(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っていただける方25名に就任いただき、障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図っています。

<地域アドボケーターの地域別人数> (令和2年4月1日時点)

圏域名	市町	合計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	2人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	3人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
湖西圏域	高島市	2人
合計		25人

2 相談実績

(1)令和2年度(R2.4.1~R3.3.31)相談概要について

障害者差別解消相談員に寄せられた相談件数は、合計88件あり、うち84件について相談対応を終了しています。

	新規受付	前年度から 継続	次年度へ継続	終結
令和2年度(通年)	88	3	4	84
令和元年度(下期)	58		3	55

【参考：H30=44件、H29=46件、H28=43件 ※市町、県教委、県警含む全県の相談件数】

令和2年度 月別・相談件数および対応回数

■新規事案件数 計 88 件【令和元年度下期 新規事案件数 58件(年間 85 件)】

(別途、令和元年度からの継続件数 3件あり)

■男性 51件、女性 18件、不明 15件

■相談対応回数 計 275 回

令和2年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数 (※R元年度からの継続件数)		6件 (1件)	13件	10件	5件	7件	11件 (1件)	5件 (1件)	2件	5件	3件	6件	15件	88件
相談対応 状況	対応 回数	22回	65回	11回	12回	9回	23回	39回	7回	32回	7回	13回	35回	275回

(※)「対応件数」は、前月以前より引き続き相談対応をした件数を含む(相談1件あたりの対応回数の内訳)

※平均 3.02回/件

回数	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～25回	26～30回	31回以上
件数	76	7	0	4	0	1	0

ア 相談内容の類計

○類型の定義

類 型	定 義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)。
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの。
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

○令和2年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(22頁参照)

類型 分野	①差別	②合理的配慮の 不提供	その他						合 計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育		1	1	1					3
イ 労働	1	3	3						7
ウ 商品・サー ビス	2	5		2					9
エ 福祉				1		1			2
オ 障害福祉				2					2
カ 医療			1	2			1		4
キ 建物・交通	1	1							2
ク 不動産									0
ケ 地域	2			1					3
コ 情報	1	4		1					6
サ 意思			1	2					3
シ その他	1	2	4	18		12	9	1	47
合 計	8	16	10	30	0	13	10	1	88件
			64						

イ 発生地の圏域別

圏域名	令和2年度件数	令和元年度件数	(参考)圏域人口 (R2.12)
大津圏域	20	12	342,789
湖南圏域	16	8	346,232
甲賀圏域	5	3	143,218
東近江圏域	12	1	226,952
湖東圏域	6	4	155,344
湖北圏域	17	6	151,367
湖西圏域	6	4	46,393
その他・不明	4	18	
県外	2	2	
合 計	88件	58件	1,412,295

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和2年度件数	令和元年度件数
肢体不自由	15	19
視覚障害	13	4
聴覚障害	9	2
内部障害	0	2
知的障害	12	6
精神障害	33	17
発達障害	15	4
難病	2	0
その他・不明	9	11
合 計	108件	65件

※複数の障害種別に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致していません。

※地域アドボケーターが当事者、支援者に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致していません。

エ 相談者の属性

相談者	令和2年度件数	令和元年度件数
本人・当事者団体	35	31
家族	12	2
地域アドボケーター	17	11
支援者	2	2
関係者	7	4
事業者	5	3
市町行政	15	5
その他	0	0
合 計	93件	58件

(2)相談件数等のクロス表

ア 令和2年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	アドボケーター	支援者	事業者	市町行政	関係者	総計
肢体不自由	2	2	6	0	1	3	1	15
視覚障害	9	0	3	1	0	0	0	13
聴覚障害	2	1	0	0	0	6	0	9
内部障害	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	1	5	3	0	1	1	1	12
精神障害	18	3	6	0	2	0	4	33
発達障害	3	4	2	0	3	2	1	15
難病等	0	0	1	0	0	1	0	2
不明・その他	3	1	0	0	1	4	0	9
合 計	38	16	21	2	7	17	7	108

イ 令和2年度 相談分野と障害種別

	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明・その他	総計
ア 教育					1		2		1	4
イ 労働			1		1	5	3	1		11
ウ 商品	3	3			1	2	1	1		11
エ 福祉	2									2
オ 障害福祉						1			1	2
カ 医療						4	1			5
キ 建物	2									2
ク 不動産										
ケ 地域	1		1		1	1			1	5
コ 情報		1	5							6
カ 意思	1					2				3
シ その他	6	9	2		8	18	8		6	57
合計	15	13	9		12	33	15	2	9	108

(3)相談事例

ここでは、令和2年度に障害者差別解消相談員(以下、県相談員という)に寄せられた相談に対応した結果、さらに障害者差別事例検討会議において助言・検証を行った事例等について紹介します。なお、事例の取扱いにあたっては、個人情報取扱事務の適正な執行を図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどとしています。

【事例1】盲導犬の入店拒否について(商品・サービス分野)

【相談の内容】

コンビニエンスストアに盲導犬ユーザー、盲導犬、ガイドヘルパーで訪れたところ、店員(オーナー)に「犬はダメです。人が一緒なら盲導犬を連れて入る必要はないはず。」と言われた。盲導犬の説明をしたが、理解してもらえなかった。諦めて、別のコンビニで買い物を済ませた。

【対応概要】

障害福祉課職員より当該店舗、本社へ連絡し、身体障害者補助犬法に反することを説明。本社は HP で受入方針を示しているが、方針が行き届いていなかったため周知を徹底する旨を説明された。

【分類】不当な差別的取扱い(身体障害者補助犬法に抵触)

身体障害者補助犬(以下、「補助犬」という。)を同伴した障害者の入店等については、身体障害者補助犬法(以下、「補助犬法」という。)において「拒んではならない」と規定されており、県としても、食品営業許可の更新のため保健所を訪れる飲食関係事業者に啓発を行うなど入店拒否の解消に向けて様々な取組を

行っています。

こうした取組にも関わらず、上記事例のほかにも、聴導犬を伴って県内の観光地を訪れた聴覚障害者が、複数の店舗から入店を拒否される事案が発生しており、いまだ入店拒否が後を絶ちません。

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする大切なパートナーであり、補助犬法に基づき必要な訓練を受け、社会のマナーを守ることができるほか、ユーザーは、補助犬の衛生・行動管理をしっかりと行っており、飲食店への同伴も、食品衛生法施行規則上問題ありません。

今後も引き続き、入店拒否事案の再発防止のため、関係団体等に対し、補助犬法の趣旨の周知啓発等の取組を行っていきます。

【事例2】路線バスの乗車拒否について(建物・公共交通機関分野)

【相談の内容】

車椅子を利用している。市内のバス停から乗車予定であったが、2本連続で断られた。

【対応概要】

バス事業者に事実の確認を行った。乗車予定のバスはノンステップ式でなかったため乗車できなかったものであるが、スロープがないことを丁寧に説明できていなかったと思われるため、社内教育の徹底を申し入れた。

【分類】不当な差別的取扱い

バス協会を通じて、バス運営会社に確認したところ、乗車予定の時間に連続でツーステップ式でスロープがないタイプが運行していたもので、運行時間の制約もあり丁寧な説明ができていなかった可能性が高いとのことでした。

障害者差別解消相談員からは、時刻表に車いす乗車可能等の表示があればわかりやすいのではないかと、事前に連絡すれば可能な限りノンステップバスの運行をされる取扱いについての周知が不足しているのではないかとアドバイスを行いました。

【事例3】

時間貸駐車場の障害者用スペースのロック板(地域活動分野)

【相談の内容】

A 銀行 B 店の駐車場は時間貸駐車場となっているが、障害者用スペースでの自動車乗降の際、自動のロック板が邪魔になり使いにくい。B 店へ直接意見を伝え改善してもらった(撤去)が、他店でも同じようなことが想定できる。

【対応概要】

駐車場の運営会社と協議

【分類】合理的配慮

合理的配慮の好事例を他店でも広げていただくため、駐車場の運営会社と協議しました。今回は銀行側が費用を負担し撤去されましたが、費用負担の面等もあり他の駐車場に展開することは難しいとのことでした。

運営会社では、時間貸駐車場を新たに整備する際には、障害者用スペースにロック板を付けないように進められています。

○障害者差別解消相談事例検討会議について

令和2年度に受け付けた相談事例について3人のアドバイザーからそれぞれの専門的見地に立った助言をいただきました。

自治会内の精神障害や知的障害者対象のグループホーム(GH)建設に対して、問題発生時きちんと対応してもらえるか不安で建設に反対である。県の認可もすべきではないという相談(地域活動分野)

【相談の内容】

住宅街に精神障害・知的障害対象のGHが設置予定であり、地域住民として不安に思っている。利用する障害者が問題を起こしたとき、きちんと対応してもらえるのか。説明不足の事業所が、GHを運営できるのか信用できない。このような状況下でも県の指定は認可されるのか。

【対応概要】

自治会住民に対し、地元市町とともに県として県条例に基づく、障害を理由とする差別の禁止や共生のまちづくりについて啓発を実施した。また、事業者には、住民の様々な不安に対して、事業者が誠実に丁寧な回答をされるよう促した。

【論点】

地域住民と事業者の対立に関して、障害を理由とする差別と取り扱えるか。また、差別解消法の附帯決議では、GHなど障害者関連施設の認可等に際して住民の同意を求めないことを徹底するとあるが、障害者の地域生活移行・確保に関して、行政はどのように介入をすべきか。

【分類】不当な差別的取り扱い

<住民側および市町行政の対応に関するアドバイザーの意見>

- 事業者と住民の調整が行政の業務の範疇ではないのは確かだが、解決に向けて動かなくていいというわけではない。障害者差別解消法には不当な差別禁止の周知や社会的障壁の除去の実施について規定されている。個別の調整が入るかどうかは議論があるが、地域住民の反対については、こうした問題が起きないように取り組むのが行政の責務である。
- 精神障害に過剰反応する住民もいるが、制度上、開設に住民の同意は必要ない。こうした問題では、特定の方が反対して、周りも流され全部白紙になるということが多い。
- 行政は、自覚と責任をもって臨んでほしい。ただ地域住民の「総論賛成・各論反対」という構図はこの事例、地域だけでなく、社会全体の状況に対しどう啓発していくか、これは条例を進める上の課題ではないか。

<事業者側の対応に関するアドバイザーの意見>

- 事業者が誠実に対応する姿勢を見せれば、印象や流れは変わりうる。
- 不用意な状態での展開は、こういう問題に発展してしまう。精神障害者を支援しているなら、事業者も自覚が必要であろう。
- 反対運動のとき事業者は説明会等で弁護士を活用しないのか。のぼりなど、法的に問題があれば裁判に持ち込むこともできる。当然司法の場となると対立は深まりがちだが、「対話はする」という姿勢を出せばよいのではないか。

発達障害者(LD)の運転免許取得にかかる筆記試験への配慮について(商品・サービス分野)

【相談の内容】

発達障害者が運転免許の取得にあたり、筆記試験の問題を読み飛ばすことにより適切な回答ができない。問題の読み上げを依頼したが、断られた。

【対応概要】

本件の所管である県警運転免許課に確認したところ、警察庁から道路交通法施行規則により読み上げによる試験を行うことは不可と回答があった。(自動車運転中は道路標識を目で認識して道路交通法を守ることを求めており、安全性を担保する意味でも試験問題を読んで回答するという趣旨が含まれているため。)ただし、マーク式回答が難しい場合について、回答方法を工夫するなど障害の特性に応じて個別に配慮している。(県公安委員会の判断による。)

その後、県発達支援センターの支援により、筆記試験の配慮事項として文字に定規を当てること、(アナログ時計が読めないことへの配慮として)デジタル時計の設置および静かな試験環境を提案したところ、協力を得られることとなり、結果、その後の挑戦で運転免許が取得できた。

【分類】合理的配慮の提供

<県警公安委員会・運転免許センター等事業者側の対応に関するアドバイザーの意見>

- 内閣府の基本方針では、合理的配慮は、
 - ①行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことと記載されており、この3点が合理性を考える要件である。
- 栃木県で軽度知的発達障害者をサポートして運転免許とフォークリフト免許を取得している「つばさプラン」という好事例がある。つばさプランでは、教習から試験までどのようにしているのか情報を収集してはどうか。

<障害者差別解消相談員の対応等に関するアドバイザーの意見>

- 他府県の事例を収集し、滋賀県でもつばさプランをサポートしてくれる教習所を増やしていくのも方法である。

事業所における合理的配慮の不提供について(労働・雇用分野)

【相談の内容】

難病による聴覚障害があり、窓口業務で来客の応答が聞き取りにくいとため、配置転換など業務への配慮を求めているが、聞き入れてもらえないという相談。

【対応概要】

労働局と協議を行い、現職場へ障害を理由とする配慮を求めていくことを勧める。相談者が名前を公表されることで不利な扱いを受けることを危惧しているため、労働局への相談ができていない状況。

【分類】合理的配慮の不提供

<障害者差別解消相談員の対応等に関するアドバイザーの意見>

- 本人は介入による冷遇を心配しているが、労働法制に関わることで申し立てすれば、労働局は権限があるので、あっせんも含めて動いてくれるはず。

- 規模 10 人程度の事業所でどこまでの合理的配慮が可能か。必須業務が可能なら成立するが、どの業務も成立しないとき、代替するものを内部だけの仕組みでやるのか。また補聴器で改善するのか。双方が意見を出し合う建設的対話という方法もある。
- 難病による中途障害なので変化による戸惑いがあるのだろう。本人のサポートが必要かもしれない。本人がどう配慮を求めるかという働き方像は示してほしい。あればその後のやり取りがしやすい。
- ピアサポーターを通じてみてはどうか。労働局を通すなら、本人の主訴の整理や申立て時の説明は県がサポートをする必要がある。

(4) 相談活動のまとめ

令和2年度は、条例施行2年目となり、相談対応については、より実践的な対応を行うよう努めました。相談の趣旨を傾聴するだけでなく、一歩進んで、相談内容の事実確認や調査を実施、調整すべき相手との協議の場面などを設定しました。

アドバイザーの助言を踏まえ、具体的な動きにつなげ、個別支援から各業界や県全体への啓発につながるような活動を実施しました。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられており、2名の相談員を中心に対応を行っています。相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

障害者差別解消相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

その一つとして、近隣府県で条例を整備している府県の相談員や担当者による合同研修会・意見交換会に参加しています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例や障害者差別解消法の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を、事業者にはたらきかけたりすることが重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めていきます。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口にご相談に来られる方もおられます。相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えておられる問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口にて丁寧に引継ぎを行うこととしています。

オ 近隣府県との連携

条例では、県内で起こった事案を相談対象としていますが、県外で起こった事案についても相談がありました。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼することとしていますが、府県ごとに相談体制が異なる場合もあります。近隣府県との意見交換会等を通じて、一層の連携強化を図るよう努めていきます。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和2年度開催結果

第1回 令和2年6月 コロナ感染症対応にて、書面開催

- ・令和元年度取組状況等(報告書)について
- ・滋賀県障害者プランについて

第2回 令和2年9月14日(月)に委員会を開催し、以下の内容について審議を行いました。

- ・令和元年度滋賀県障害者差別のない共生づくり条例に基づく取組状況報告
- ・令和2年度の差別解消の取組について
- ・次期滋賀県障害者プランの骨子案について

第3回 令和3年3月23日(火)に委員会を開催し、以下の内容について審議を行いました。

- ・令和2年度共生社会づくり条例取組状況等について
- ・令和3年度共生づくり条例の取組等について

(2) 地域アドボケーター研修会の開催

地域アドボケーターとしてのスキルアップを図るとともに相互の連携を深めるため開催しました。

○令和2年度開催結果

令和2年11月9日(月)に市町担当者合同研修会として以下の内容で開催しました。

- ・障害者の権利擁護と相談対応について

講師：清水明彦氏（西宮市社会福祉協議会常務理事）

- ・地域アドボケーターとしての活動報告

報告者：中川 祐希 氏(大津地域代表)

桐高 とよみ氏(甲賀地域代表)

佐野 武和 氏(湖北地域代表)

(3) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、障害者差別解消相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、相談員の資質向上などについて考える機会とすることを目的に開催しました。

○令和2年度開催結果等

7月～8月に全7圏域で開催しました。

※各圏域での参加者は、①各市町の障害者差別解消業務担当者、②各圏域の地域アドボケーター、③各圏域健康福祉事務所の担当者、④県障害福祉課担当者および障害者差別解消相談員でした。

○主な意見(アドボケーターの活動についての課題や要望について)

- ・アドボケーターの活動として、待ちの姿勢でいいのか。アドボケーターのことを知ってもらっていけば出向いての活動ができる。
- ・視覚障害者の方が新型コロナのことで困っている。視覚障害者は手で触って確認しながら行動するが、あまり触ることができず活動を自粛している話を聞いた。
- ・発達障害者に対する差別は見えにくく、コミュニケーションの差別のため言語化しにくい。学校現場では少し理解されるが、社会に出ると理解されない。
- ・スポーツに関する大会について精神や発達障害の方の機会がない。
- ・今は、相談を受ける待ちの姿勢であるが、障害者に対して差別に関する困ったことはないかなどのアンケートをもって聞き取り等の活動ができればよい。
- ・ひきこもりなど難しい相談がある。どこまで対応するのか、静かに見守りだけという意見もある。
- ・障害を知られたくないなど事を大きくしてほしくない相談がある。県等への報告に了解が取れないことが多い。
- ・知的障害者の意思決定支援で感じるが、本人は差別に気付かないことや受け入れてしまっていることが多い。
- ・差別相談について気づきの勉強のためにも情報共有していただけるとありがたい。
- ・周知が大事であると感じた。周知することで障害者差別について声にしてもらえるかもしれない。障害者だけでなく自治会の方にも周知できないか考えたい。
- ・啓発として、民生委員の方や企業訪問(200社)を実施した。

【意見に対する対応】

- ・アウトリーチ型で差別に関する困りごとを掘り起こしていただければと考えるが、アドボケーターがボランティアの位置づけでは難しい面もあり、今後も一緒に考えていく。
- ・精神障害のある方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応として、県内3か所の病院で受入れていただけるよう調整した。
- ・差別解消に関するマニュアルがないので、日本弁護士会の差別解消対応マニュアルを参考にしている。県として、条例に対応したフロー図の作成を検討する。

(4) 地域アドボケーター個別ヒアリング

○趣旨

7圏域での情報交換会での意見から、条例に定義される「障害を理由とする差別」や「合理的配慮の不提供」については、まだまだ相談につながっていない事案やアドボケーターの周知不足等の課題があるものと認識したところです。

そこで、各地域アドボケーターに個別ヒアリングを実施し、県障害者差別解消相談員との関係性の構築やそれぞれの役割の再確認を行い、現在の活動状況についての課題等についての意見を聴取する個別ヒアリングを行いました。

○実施結果(抜粋)

活動する上での障害要因等(費用面、通常業務や地域活動との棲み分け)
<ul style="list-style-type: none">・地域アドボケーター知名度の低さ。地域アドボケーターの存在を周知して欲しい。・他の団体とのつながりがなく、相談をどこへ持っていったいいのかわからない。関係機関がよくわからない。・今年度はコロナ自粛で、直接ピアサポートすることができない。・法律でも制度でも新しくできて浸透するには時間がかかる。県条例もアドボケーターや障害者のことも知らない人が多い。・県から委託されたアドボケーターであることを名乗ると、相談相手が安心される。
今後の活動(地域アドボケーター間の情報交換、事例の共有)
<ul style="list-style-type: none">・市の依頼で小学生や中学生に対して啓発活動をしている。・条例や店の方針など調査票を作成し、企業や一般市民対象にアンケートを実施したい。・県の出前講座にも出席したい。アドボケーターとして活動できる。もっと、活動の場を作ってほしい。・相談員が、サロンや作業所へ出向く方法が良いのでは。個別訪問もやってみたい。
活動する上で必要な研修や情報
<ul style="list-style-type: none">・他のアドボケーターが活動している事例を聞きたい。どのように対応され、どのように効果があつたのか経過を含めて知りたい。意見交換をして、つながっているという意識を持るといいと思う。・他の障害のある方の差別事象や合理的配慮について知りたい。自分の思い込みもあるので、どんなことに困っておられるのか知りたい。相談会でもよい。・発達障害や精神障害の差別や合理的配慮についても講演会を聞きたい。
その他
<ul style="list-style-type: none">・地域アドボケーターを担うのは、当事者の方やそのご家族、または民生委員の方などより障害者の方や地域に近い方が望ましいのではないかと。・障害当事者の方は、これが差別であるとか合理的配慮をしてもらえということを知らない。悩んだり諦めている。啓発が必要。・地域アドボケーターの人数が少ないと感じる。各市町に複数のアドボケーターがいる方が、アドボケーター同士で相談しながら活動でき、より障害者の方からの相談をキャッチしやすいのではないかと。・行政などどこにも言わないで欲しいと言われる相談はどのようにすればよいか迷う。・条例の意味を理解されていないので、具体的に知ってもらう必要がある。特に、民生委員は各地域で活動しているので知ってもらう必要がある。・心の合理的配慮を企業へ啓発する必要がある。

(5) 普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

○ 12月 6日(日) 彦根ビバシティホール 128人参加

「劇団まちプロ一座による演劇」秋の風は二度吹く

「基調講演」 障害者差別解消法を学び、考える 講師：野澤 和弘氏(植草学園大学副学長)

イ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、啓発を行いました。

区分	回数	主な開催先等	参加人数
県の関係機関	7	人権センター職員、警察職員	88
県民	2	みずのわまちづくり集会、差別のない大津を目指す会	90
教育機関	7	伊香高校、守山北高校、北大津高校等	386
事業者	8	湖北土地改良区 高島市医師会、杉山寮等	1,119
関係団体	17	高島市民生委員会、東近江市自立支援協議会等	1,471
市民	1	長浜市人権研修	48
その他	2	JDD研修会等	163
合計	44回		3,365人

ウ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種別	内容	令和2年度実績	
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	2件	筆談ボード 可動式テーブル
工事の施行	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用 (上限額 10 万円)	6件	店舗入口のフラット化、自動扉、階段手すり、落下防止柵、多機能トイレの設置
合計		8件	

「滋賀県合理的配慮の提供に係る助成事業の利用状況等調査結果」

■目的・対象

令和元年度「合理的配慮の提供に係る助成事業」を利用し、筆談ボードや簡易スロープ等を設置した事業者に、その利用状況等について確認するもの。(R2.10.30～R2.11.20 に実施 回答 154 件 回答率 84.6%)

■結果

・合理的配慮の物品の利用状況

	筆談ボード	その他	合計
1 利用されたことがある	94	4	98(63.6%)
2 利用されたことがない	54	2	56(36.4%)
合計	148 件	6 件	154 件(100%)

○利用されたときの工夫、配慮した点等

- ・「筆談対応します」というシールを貼り付けている。
- ・あらかじめ伝えたい事項や質問を記入し、やり取りがスムーズにできるようにしている。
- ・高齢の患者が多く、聴覚障害がなくても体調のすぐれない患者へのコミュニケーションツールとしても使用している。
- ・簡単な手話や口話に加え、難しい表現にはボードが大変便利だった。
- ・紙とペンで対応していた時よりコミュニケーションがスムーズになった。
- ・障害の程度や内容によってできるだけ対応しているが、見てもわからない障害への対応は難しい。
- ・障害者の方が、質問したいときに記入できるので喜ばれた。

○利用していない具体的な理由等

- ・障害のある方、ボードを必要とする人がおひとりで来店されていない。
- ・文字の色が見づらい、筆談に時間がかかるため積極的に使うのをためらった。

・合理的配慮の物品等を設置した効果等

	筆談ボード	その他	合計
1 合理的配慮の提供(コミュニケーション等)の機会が増えた	49	2	51(38.3%)
2 障害のある方の利用が増えた	2	1	3(2.3%)
3 あまり変化がない	71	2	73(54.9%)
4 その他	5	1	6(4.5%)
回答件数	127 件	6 件	133 件(100%)

・合理的配慮の提供を進める上で、必要と思われる取組や県への要望等(抜粋)

- ・患者さんが利用されるタクシー会社の対応が気になる。啓発が必要ではないか。
- ・よくある主訴や質問、部位などイラストと文字を組み合わせたテンプレートがあるとよい。
- ・ボードのような低コストで意識改善できるような提案を県に進めてほしい。
- ・中小規模の事業所のちょっとした取り組み事例をHP等でPRし広めてほしい。
- ・障害ごとに注意すべき点、困難に思われること等を医療従事者向けに情報提供や講義等を開催してほしい。他の事業者がどんな工夫をしているのかも参考にしたい。

4 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制が整備され、2年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は計88件でした。

地域アドボケーターの個別ヒアリングにもあったように、障害当事者やその周辺の方々からの相談は件数としてはまだまだ少ない状況です。

特に、令和2年度は、コロナ禍における感染拡大防止の観点から、極力人との接触を避けることなど、相談の環境も大きく変化しました。障害者差別解消相談員への相談は、電話によるものが多くを占めていますが、そのほかのリモートなどにも対応していく必要があります。

引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、相談を拾い上げていくアウトリーチの方法について考えていきたいと思えます。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和2年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も多く寄せられています。

これは、障害のある方の差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものであり、改めて、出前講座等を通じた民間事業者への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和2年度は、コロナ感染症の影響で活動が制限され、活動のしにくさがありました。

引き続き、地域アドボケーターの周知に努め、地域アドボケーター同士の定期的な情報交換会や差別事例の検討など、課題の共有をしながらスキルの向上に努め障害者差別の解消につなげていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関（ほとんどは障害福祉担当課）で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考えると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に様々な寄せられる相談事例を、広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道しるべとなることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えています。

(3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法(以下「法」という。)は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年5月には障害者差別解消法が改正され、公布日から3年以内に施行されることになっていますが、このことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となります。

法の施行から5年が経過していますが、いまだ「障害を理由とした差別」に直面している障害のある方は少なくありません。

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為ですが、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多くみられます。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もあります。

それだけに、障害者差別の解消に「特効薬」はなく、理解不足や入り組んだ問題を解決していくためには、もどかしくとも、一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを積み上げていくしかないのではないかと考えます。

そのためにも県民一人ひとりが、条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、社会のあり方を変えようと努力し続けること、そして、障害について自分の事として捉えることが重要であると考えます。

今後も、障害者差別の解消を推進し、障害のある人もない人もともに支え合う共生社会が実現されるよう、市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行っていきます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。</p> <p>(イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p>
イ 労働・雇用	<p>労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
エ 福祉分野	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
オ 障害福祉分野	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。</p>
カ 医療分野	<p>医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>
キ 建物・公共交通分野	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
ク 不動産取引分野	<p>不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p>
ケ 地域活動分野	<p>県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
コ 情報の提供分野	<p>情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
サ 意思表示の受領分野	<p>意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
シ その他	<p>アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p>

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員

(任期:令和元年10月11日~令和3年10月10日)(50音順・敬称略)※R2.3.31時点

構成機関等	役職	氏名
滋賀県特別支援教育研究会	会長	井上 照美
滋賀県市長会	栗東市福祉部長 兼福祉事務所長	宇野 茂樹
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	副理事長	小山 万亀子
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所代表	坂本 彩
滋賀県商工会議所連合会	びわこ花街道代表取締役	佐藤 祐子
(特非)滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	障害者相談・生活支援センター やすらぎ	杉山 更紗
滋賀県中小企業家同友会	理事・ユニバーサル委員長	田井 勝実
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
(社福)滋賀県社会福祉協議会	副課長	谷 佳代
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	会長	中村 裕次
滋賀県精神科診療所協会	副会長	檜林 理一郎
滋賀県医師会	理事	堀出 直樹
(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	湖北みみの里所長	松本 正志
長浜米原障がい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
(特非)滋賀県難病連絡協議会	副理事長	山根 寿美子
(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山野 勝美
(特非)JDDnet 滋賀	理事長	脇阪 恭明

地域アドボケーター名簿

(任期:令和元年10月1日～令和3年9月31日)(敬称略)※R3.3.31時点

圏域	所属または居住市町	氏名
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾
	大津市障害児者と支える人の会	菅原 美代子
	ピアサポートWISH	福山 勝広
	脳外傷友の会	森岡 治美
	大津市ろうあ福祉協会	山口 健二
	障害者差別のないおつをめざす会	中川 佑希
湖南地域	守山・栗東障害者相談支援センターみらいく	太田 珠美
	医療法人周行会地域生活支援センター風	節木 哲也
甲賀地域	甲賀・湖南成年後見センターぱんじー	桐高 とよみ
	甲賀市	橋本 善信
	さわらび福祉会	金子 秀明
	湖南市	小野 和雄
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり
	東近江市	夏原 稔
	竜王町	澤井 きよ
湖東地域	(特非)障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博
	彦根市	岸田 清次
	彦根市	川並 正幸
	多賀町	柴田 勝義
湖北地域	長浜市身体障害者相談員	酒井 なつ
	(社福)ぽてとファーム事業団	佐野 武和
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子
	長浜市手をつなぐ育成会	高田 峰子
高島地域	高島市	松本 良平
	高島市	谷口 まゆみ

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和3年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和3年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別 ②合理的配慮に関すること ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(26名)

2. 相談実績

(1) 令和3年度の実績

○令和3年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は**85件**(R3.4.1~R4.3.31)

(①障害を理由とする差別 4件、②合理的配慮の不提供 3件、③その他 78件)

○令和2年度88件、令和元年度85件とほぼ横ばい

(2) 相談内容の種類

●分野別・相談の種類別

分野	①差別	②合理的配慮の不提供							合計
		③不適切な行為	④不快・不満	⑤環境の整備		⑥意見・要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育		1						3	4
イ 労働	1		1	3			2	5	12
ウ 商品・サービス	1	1		4			2	1	9
エ 福祉				3			1	2	6
オ 障害福祉				6	1		8	5	21
カ 医療			2				5	2	9
キ 建物・交通		1		1			2	1	4
ク 不動産	1			1					3
ケ 地域				2	1				3
コ 情報								1	1
サ 意思		1							1
シ その他	1			2			3	6	12
合計	4	3	3	22	2	23	26	2	85

●障害者等の障害種別

- ・精神障害 29件
- ・肢体不自由 25件
- ・知的障害 17件
- ・発達障害 9件
- ・聴覚障害 4件

(3) 相談事例

【商品・サービス分野】 差別的取扱

○県内観光地で、聴覚障害者が聴導犬を同伴して昼食をとろうとしたところ複数店舗から入店拒否を受けた。聴導犬の説明をしたが、理解してもらえなかった。

→県としても、関係団体を通して事業者へ啓発を行うなど入店拒否の解消に向けて取組を行っているものの、補助犬の入店拒否事案は続いている。今回も身体障害者補助犬を同伴した障害者の入店等については、身体障害者補助犬法において拒んではならないと規定されていることの周知依頼を行った。引き続き、再発防止のため啓発活動を実施していく。

【商品、サービス】

○皮膚疾患を理由でマスクができないことを理由にホテルで宿泊拒否をされた

→ホテル事業者へ事実の確認を行ったところ、当該ホテルではマスク未着用による宿泊拒否は行っていないが、当日は当事者の希望する部屋タイプが満室であったため宿泊してもらえなかったとの回答があった。今後は、誤解を生じないための丁寧な説明を求めた。

また、障害や特性がありマスクを着用できない方がおられることを理解いただくため、マスクをつけられないことを表すためのバッジやカードを作成し希望される方に配布した。

(4) 相談活動まとめ等

① 基本姿勢

相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談に対応

② 相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
厚生労働省が実施する研修等にも積極的に参加

③ 事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④ 関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施（県担当課、各圏域の健康福祉事務所職員、市町担当職員、アドボケーターが参加）

(3) 普及・啓発活動

① 条例フォーラムの実施 コロナ感染症拡大により配信により実施

「障害者差別解消法の改正と合理的配慮の浸透について～共生社会をめざして～」

講師：（特非）日本相談支援専門員協会 顧問 玉木幸則氏

② 出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 44回（延べ4,404人参加）コロナ禍で研修の機会は減少したが、オンラインを利用するなどして実施

県職員に対しても庁内掲示板の利用や部門研修等により繰り返し障害理解の啓発を実施

③ 合理的配慮の助成事業

・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成

・令和2年度から助成率を見直す（2/2⇒1/2）とともに、バリアフリー化工事等を対象に

④ 条例と合理的配慮を周知するための30秒CMを作成 びわ湖放送で放映、ホームページに掲載

⑤ 小学生向け障害理解のための教育資料（パワーポイント）を作成し、年度当初に各市町教育委員会を通じて小学校に送付

4. 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識

・合理的配慮の提供が法的にも義務となることから、好事例の発信や、従業員向けの研修等が必要

⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、CMIによる啓発等の実施、令和4年度に作成する福祉教材の利用、合理的配慮を積極的に提供することを示すステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要

・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要

⇒圏域ごとの情報交換会の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討
県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為。一方で、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多い。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もある。県民一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを継続して積み上げていくことが重要であり、そのために条例に基づく取組を着実に進めていく。

**「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」
の取組状況等について(令和3年度)**

滋 賀 県
(令和4年3月)

はじめに

県では、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(以下「条例」という。)を平成31年4月に一部施行、同年の令和元年10月に全面施行しました。

この報告書は、条例施行後の取組状況や、障害者差別に関する令和3年度の相談対応の状況等を取りまとめたものです。

条例の基本理念に定める「当事者間の建設的な対話による相互理解」により、差別を解消するためには、どのような行為が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要なのか、県民の皆さんが共通した認識を持つことが必要です。そのために差別や合理的配慮の事例を記録し、分析・公表することは非常に重要であると考えます。

この報告書が、県民の皆さんに条例の取組状況を広く知っていただくとともに、共生社会の実現のために何をすればよいかを考え、行動していただくきっかけになればと思います。

1 相談対応について

(1) 条例における相談対象

この条例では、県内で発生した次に掲げる相談を相談活動の対象としています。

① 障害を理由とする差別(不当な差別的取扱い)

条例では、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることを禁止しています。

行政機関	禁 止	
事業者		
個人		※障害者差別解消法では対象外

【差別に該当する可能性のある事例】

- ・アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。
- ・盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。
- ・障害がある人は保護者や介助者が一緒でないと窓口対応しないといわれた。
- ・本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。

② 合理的配慮の提供に関すること

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重くない範囲で配慮を行うことです。

行政機関	義 務	
事業者		※障害者差別解消法では、現在「努力義務」
個人		※障害者差別解消法では対象外

【合理的配慮の例】

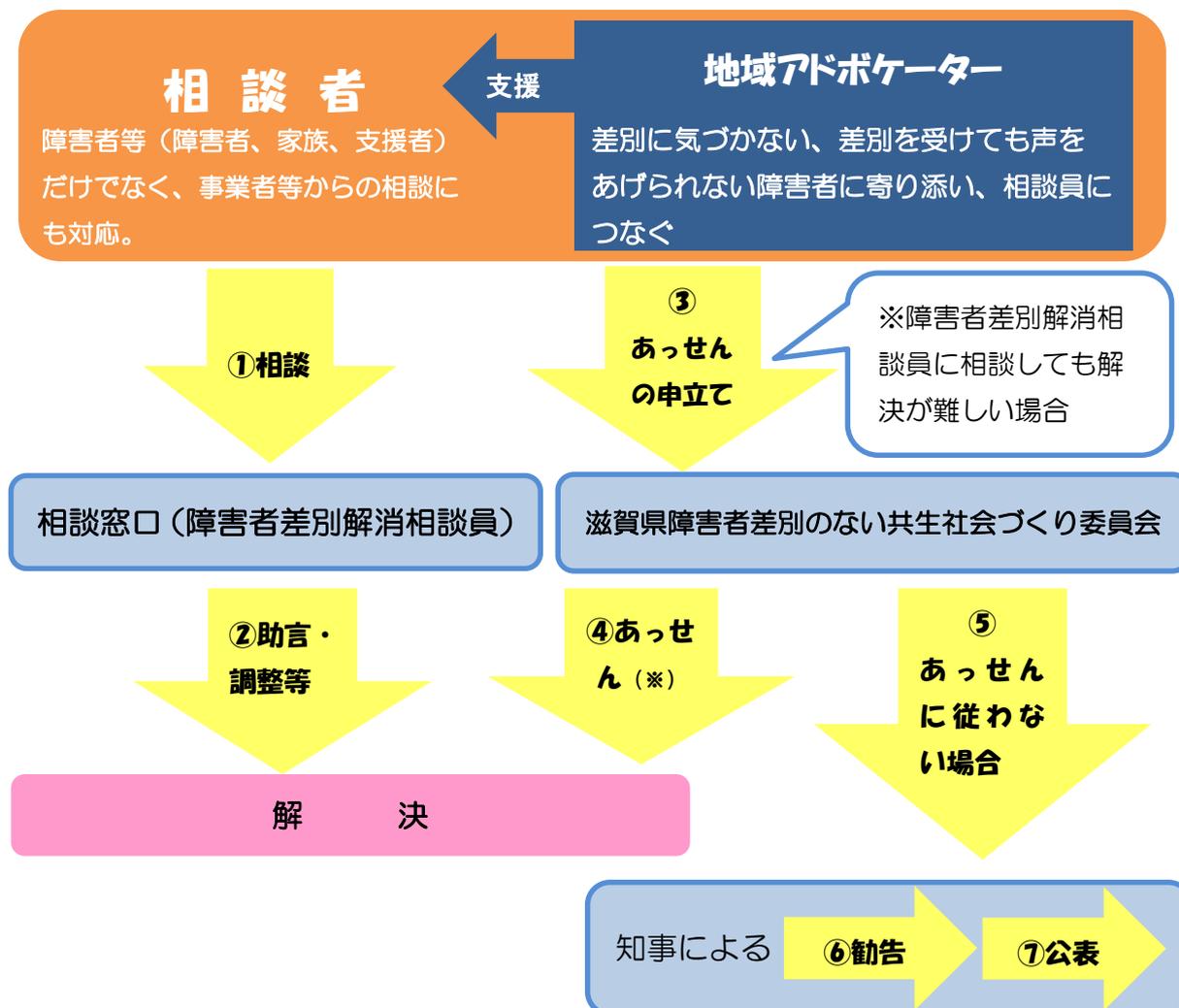
- ・窓口で聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談やタブレット端末で対応した。
 - ・レストランなどで視覚障害のある人からの申出に応じてメニュー内容を店員が読み上げた。
 - ・申出に応じて資料にフリガナをつけたり、わかりやすい表現で説明した。
- ※申出がなくとも事前的な対応を心掛けることも重要です。
- ・「人の多い待合室は周囲が気になって落ち着かず、順番を待つのが難しい」との申し出に応じて、別のスペースを確保した。

※令和 3 年に障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が、法律上も「義務」となりました。(施行日は、令和 6 年 4 月 1 日の予定)

③ その他

- ・不適切な行為に関すること
- ・不快・不満に関すること
- ・環境の整備に関すること
- ・意見・要望等
- ・問合せ
- ・その他

相談・解決の仕組み



※あっせん

相談者と事業者等の間に第三者(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会)が入って、双方の主張を確かめ、事案が解決されるように努める話合いの手続きのことです。

(3)障害者差別解消相談員

条例に基づき、差別を受けたり、合理的な配慮がなされなかったなどの相談に応じ、必要な助言や調査、調整などを行うため、差別解消に関する専門性をもって中立の立場で相談に応じる障害者差別解消相談員を滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係に2名配置しています。

障害者差別解消相談員は、障害福祉課共生推進係に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、事案の解決に努めています。

(4)地域アドボケーター(地域相談支援員)

地域アドボケーター(条例上の名称は「地域相談支援員」)は、自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っていただける方26名に就任いただき、障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図

っています。

令和3年9月1日から2年間、2期目の体制となっています。

<地域アドボケーターの地域別人数> (令和4年3月31日時点)

圏域名	市町	合計
大津圏域	大津市	6人
湖南圏域	草津市 守山市 栗東市 野洲市	4人
甲賀圏域	甲賀市 湖南市	4人
東近江圏域	近江八幡市 東近江市 日野町 竜王町	2人
湖東圏域	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	4人
湖北圏域	長浜市 米原市	4人
湖西圏域	高島市	2人
合計		26人

2 相談実績

(1)令和3年度(R3.4.1~R4.3.31)相談概要について

障害者差別解消相談員に寄せられた新規相談件数は、合計85件でした。

	新規受付	前年度から 継続	次年度へ継続	終結
令和3年度	85	4	3	86
令和2年度	88	4	4	88

令和3年度 月別・相談件数および対応回数

■新規事案件数 計 85 件【令和2年度実績 新規事案件数 88件】

(別途、令和2年度からの継続件数 4 件あり)

■男性 40 件、女性 31 件、不明 14 件

■相談対応回数 計 270 回

令和3年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規事案件数		2	11	3	5	7	9	9	10	6	7	7	9	85件
相談対応状況	対応回数	9	37	20	25	23	18	34	37	14	11	13	29	270回

(※)「対応件数」は、前月以前より引き続き相談対応をした件数を含む(相談1件あたりの対応回数の内訳)

※平均 3.02 回/件

回数	1～5回	6～10回	11～15回	16～20回	21～25回	26～30回	31回以上
件数	75	5	2	1	1	0	1

ア 相談内容の種類

○種類の定義

種類	定義
①差別(不当な差別的取扱い)	障害を理由とする差別に該当するもの、または該当するおそれのあるもの(障害者差別解消法での「不当な差別的取扱い」に相当)
②合理的配慮の不提供	合理的配慮の不提供に該当するもの、または該当するおそれのあるもの
その他	
③不適切な行為	障害者差別解消法で言う①差別や②合理的配慮の不提供には該当しない(おそれも含む)が、差別的・不適切な行為があったと思われるもの
④不快・不満	差別的・不適切な行為があったことを確認できないが、相談者が差別的と捉え、不快・不満があったもの(ただし、年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものは除く)
⑤環境の整備	施設の構造の改善および設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に関するもの
⑥意見・要望等	年金や給付金等他制度への不満・苦情を要因とするものや、差別以外の相談、意見、要望に類するもの
⑦問合せ	法や条例、制度等の内容に関する問合せ
⑧その他	上記に分類できないもの

○令和3年度 類型別相談件数 ※分野は条例第2条に規定する分野(22頁参照)

類型 分野	① 差別	② 合理的 配慮の 不提供	その他						合 計
			③不適切 な行為	④不快・ 不満	⑤環境の 整備	⑥意見・ 要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育	0	1	0	0	0	0	3	0	4
イ 労働	1	0	1	3	0	2	5	0	12
ウ 商品	1	1	0	4	0	2	1	0	9
エ 福祉	0	0	0	3	0	1	2	0	6
オ 障害福祉	0	0	0	6	1	8	5	1	21
カ 医療	0	0	2	0	0	5	2	0	9
キ 建物	0	0	0	1	0	2	1	0	4
ク 不動産	1	0	0	1	0	0	0	1	3
ケ 地域	0	0	0	2	1	0	0	0	3
コ 情報	0	0	0	0	0	0	1	0	1
サ 意思	0	1	0	0	0	0	0	0	1
シ その他	1	0	0	2	0	3	6	0	12
合 計	4	3	3	22	2	23	26	2	85
			78						

ウ 相談者等の障害種別

障害種別	令和3年度件数	令和2年度件数
肢体不自由	25	15
視覚障害	2	13
聴覚障害	4	9
内部障害	0	0
知的障害	17	12
精神障害	29	33
発達障害	9	15
難病	0	2
その他・不明	8	9
合 計	94件	108件

※複数の障害種別に該当する場合がありますため、合計は相談件数と一致していません。

※相談内容により、使用者虐待として労働局に通報したものがあります。

エ 相談者の属性

相談者	令和3年度件数	令和2年度件数
本人・当事者団体	46	35
家族	25	12
地域アドボケーター	2	17
支援者	4	2
関係者	5	7
事業者	7	5
市町行政	5	15
その他	0	0
合 計	94 件	93 件

※複数の属性に該当する場合があるため、合計は相談件数と一致していません。

※相談内容により、使用者虐待として労働局に通報したものがあります。

(2)相談件数等のクロス表

ア 令和3年度 障害種別と相談者

	本人等	家族	アドボケーター	支援者	事業者	市町行政	関係者	総計
肢体不自由	11	3	2	1	3	4	1	25
視覚障害	1	1	0	0	0	0	0	2
聴覚障害	1	0	0	2	0	1	0	4
内部障害	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障害	5	9	0	0	1	1	1	17
精神障害	20	6	0	0	1	0	2	29
発達障害	4	3	0	1	0	1	0	9
難病等	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・その他	4	3	0	0	0	0	1	8
合 計	46	25	2	4	5	7	5	94

イ 令和3年度 相談分野と障害種別

	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	内部障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	不明その他	総計
ア 教育	1	0	0	0	0	1	1	0	1	4
イ 労働	4	0	1	0	1	3	1	0	2	12
ウ 商品	4	1	1	0	1	0	0	0	2	9
エ 福祉	2	0	0	0	0	5	0	0	0	7
オ 障害福祉	5	0	0	0	8	8	5	0	0	26
カ 医療	1	0	0	0	3	5	0	0	1	10
キ 建物	2	0	0	0	1	0	0	0	1	4
ク 不動産	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
ケ 地域	1	0	0	0	0	2	0	0	0	3
コ 情報	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
サ 意思	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
シ その他	4	0	0	0	3	4	2	0	1	14
合 計	25	2	4	0	17	29	9	0	8	94

(3)相談事例

ここでは、令和3年度に障害者差別解消相談員に寄せられた相談に対応した事例等について紹介します。なお、事例の詳細については、個人情報取扱事務の適正な執行を図る観点から、実際の事案を踏まえつつ、内容を一部変更するなどしています。

【事例1】介助犬の入店拒否について(商品・サービス分野)

【相談の内容】

県内観光地で、聴覚障害者が聴導犬を同伴して昼食をとろうとしたところ複数店舗から入店拒否を受けた。聴導犬の説明をしたが、理解してもらえなかった。

【対応概要】

障害福祉課から業界団体への周知依頼を行った。

【分類】不当な差別的取扱い(身体障害者補助犬法に抵触)

身体障害者補助犬(以下「補助犬」という。)を同伴した障害者の入店等については、身体障害者補助犬法(以下「補助犬法」という。)において「拒んではならない」と規定されており、県としても、食品営業許可の更新のため保健所を訪れる飲食関係事業者に啓発を行うなど入店拒否の解消に向けて様々な取組を行っています。

補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする大切なパートナーであり、補助犬法に基づき必要な訓練を受け、社会のマナーを守ることができるほか、ユーザーは、補助犬の衛生・行動管理をしっかり行っており、飲食店への同伴も、食品衛生法上問題ありません。

今後も引き続き、入店拒否事案の再発防止のため、関係団体等に対し、補助犬法の趣旨の周知啓発等の取組を行っていきます。

【事例2】マスク未着用による宿泊拒否について(商品の販売・サービス分野)

【相談の内容】

皮膚疾患のためにマスクができないことを理由にホテルで宿泊拒否された。

【対応概要】

ホテル事業者に事実の確認を行ったところ、当該ホテルではマスク未着用による宿泊拒否は行っていないが、当日は当事者の希望する部屋タイプが満室であったため宿泊してもらおうことができなかったとの回答があった。今後は、誤解を生じないための丁寧な説明を求めた。

【分類】その他

コロナ禍でも、障害や特性がありマスクを着用できない方がおられることを理解いただくため、マスクがつけられないことを意思表示するためのバッジやカードを作成し、各市町障害福祉担当課などを通じて、希望される方に配布しています。



【事例3】

過剰な配慮の提供(サービス分野)

【相談の内容】

車いす利用者が、講習を受けに行った際、パイプ椅子を移動してもらい他の受講生と一緒に講習を受けたかったのに、別室に案内されてしまい疎外感を感じた。

【対応概要】

講習の主催者は、好意により配慮を行ったものの、当事者の意向に反した過剰な配慮となってしまった。

合理的配慮は、その人の申し出に応じて、またそれぞれの障害の特性に応じて検討すべきものであり、その場に応じた個別具体的な対応が求められることを説明した。

【分類】合理的配慮

合理的配慮を提供する際のポイントとしては、配慮を求める側の「申出に応じて」、双方の「建設的対話」によって、「配慮する側の負担が重すぎない範囲」で「一人一人の障害特性や場面・状況に応じて」行われる必要があります。

また、「求められた配慮ができないから断る」ということではなく、他の方法をその場で双方が検討することも重要です。

※「重すぎる負担」の判断は、具体的場面や状況に応じて、対応による事業への影響、必要となる費用、技術的・人的制約などを考慮して総合的、客観的に判断することが必要です。

【事例4】

勤務先の上司からの暴言(使用者虐待に該当した事例)

【相談の内容】

知り合いの方の息子さんが、障害者雇用で勤務している企業の上司からひどい暴言を受けていると聞いた。

【対応概要】

職員の言動は、侮辱する言葉や態度、脅し、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与える使用者による「心理的虐待」に該当する可能性が高いため労働局に通報しました。労働局の調査の結果、使用者虐待として改善を求められました。

使用者による差別案件として相談されるものの中には、障害者虐待に該当する案件もあるため、詳細に説明を受け迅速に情報を整理します。労働条件に関する苦情や虚偽による通報等もありますが、使用者による虐待の通報に該当する場合は、速やかに労働局雇用環境・均等室に報告するとともに、障害者の居住地(支給決定)の市町に情報提供し、連携して対応しています。

明らかに使用者による障害者虐待でなく、労働相談に該当する場合は、内容に応じて労働基準監督署、公共職業安定所、労働局雇用環境・均等室等適切な相談窓口につなぎます。

【事例5】

利用しているサービス事業所を替わりたい(不快・不満)

【相談の内容】

現在通っている就労継続支援 B 型事業所をかわりたいと市の担当者に何度も相談しているのに、全く対応してくれない。

【対応概要】

市に事実確認を行ったところ、相談者は、就労の継続が難しくすでにいくつかの事業所で経験されており、市担当職員等が定着の目標期間を決めて支援を続けている段階であった。

相談者に市担当者・支援者の方針を伝え、引き続き、定着を目指す方向で話し合いを続けていくこととなった。

相談窓口には、障害のある方から様々な相談が寄せられ、相談員が傾聴することで終結するものから、関係先との調整を要するもの、実際は適切な支援がされているが相談者は差別とされている場合等、対応は多岐にわたります。

相談者の思いを受け止めながら、調整可能な範囲を丁寧に説明し、中立の立場で対応を行っています。

(4)相談活動のまとめ

令和3年度は、条例施行3年目となり、相談対応については、より実践的な対応を行うよう努めました。相談の趣旨を傾聴するだけでなく、一歩進んで、相談内容の事実確認や調査を実施、調整すべき相手との協議の場面などを設定しました。

ア 相談体制・対応

相談窓口には、様々な障害特性や背景を持つ方から、幅広い分野や場面にかかわる相談が寄せられています。相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談対応にあたっています。

イ 相談対応能力の向上に向けた取組

障害者差別解消相談員には、様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められており、研修や日々の相談活動の検証を定期的に行い、相談対応能力を向上していくこととしています。

その一つとして、近隣府県で条例を整備している府県の相談員や担当者による合同研修会・意見交換会、厚生労働省の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修等に参加しています。

ウ 事業者への具体的提案等

事業者との調整活動の中では、単に条例や障害者差別解消法の趣旨を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な提案を行うことや、障害のある人がより社会参加しやすくなるような環境整備を、事業者にはたらきかけたりすることが重要となります。こうした観点からも、蓄積された相談事例をしっかりと分析し、具体的な対応の提案や、好事例を広めていくように努めていきます。

エ 県内関係機関等との調整

条例の相談窓口には、様々な分野・場面の相談が寄せられており、必要に応じて市町や県内の関係機関等と連携して対応する必要があります。相談者の中には、つらい気持ちを抱えながらも勇気を出して当窓口に来られる方もいます。相談者の気持ちに寄り添いながら、抱えている問題の所在を明確にし、関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、適切な窓口丁寧に引き継ぎを行うこととしています。使用者虐待に該当する場合は、すみやかに労働局に通報しています。

オ 近隣府県との連携

条例では、県内で起こった事案を相談対象としていますが、県外で起こった事案についても相談がありました。基本的には、相談者の了解を得て該当府県の相談窓口へ情報提供し、対応を依頼することとしています。府県ごとに相談体制が異なる場合もあります。近隣府県との意見交換会等を通じて、一層の連携強化を図るよう努めていきます。

3 その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催

○委員会の役割

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての機能も兼ねています。

○令和3年度開催結果

令和3年12月

- ・令和2年度取組状況等(報告書)について
- ・「障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会づくり」についてのアンケート結果について
- ・補助犬の入店拒否事例や条例や障害の社会モデルについての効果的な周知方法等について

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会の開催

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、障害者差別解消相談員と地域アドボケーターだけで解消を図ることは困難であり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくことが肝要です。そこで、福祉圏域ごとの情報交換会を行い、今後の連携のあり方、相談員の資質向上などについて考える機会とすることを目的に開催しました。

○令和3年度開催結果等

12月に全7圏域で開催しました。

※各圏域での参加者は、①各市町の障害者差別解消業務担当者、②各圏域の地域アドボケーター、③各圏域健康福祉事務所の担当者、④県障害福祉課担当者および障害者差別解消相談員でした。

【主な意見】

■地域アドボケーターの役割認識

- ・アドボケーターとして問題提起できる方法、制度を知らせる方法、啓発について考えていかなければならない。個人情報の問題もあるが、基本はアウトリーチ型の相談体制。障害者の立場に立ち、権利侵害であると感じた場合は、積極的に介入する窓口だと考えている。
- ・当事者が引きずらないようにしてあげるのが仕事だと思っている。当事者にとって選択肢がたくさんあり、自分で選んで話せる人や場所が見つかるとうい。
- ・地域アドボケーターの役割における疑問点（複数意見）
- ・相談窓口の役割として、支援センター、障害者相談員、ピアカウンセリング、地域アドボケーター、何が違うのか。この地域の地域アドボケーターの意義を疑問に感じる部分もある。
- ・他の身体障害者相談員とはどう違うのか。窓口を広げる必要があるか。
- ・地域アドボケーターの周知不足・PR不足（複数意見）

■地域アドボケーターの活動方法

（啓発について）

- ・民生委員を通しての啓発活動や PR ができるとよい。地域の民生委員児童委員や人権関係の団体、保護者の会等との連携を強めることも課題。地域で行われている会議等にもっと参加できるとよい。（複数意見）
- ・湖南圏域の地域アドボケーターは全員変わられたが、周知という意味では、適度にメンバーチェンジした方がいいのかもしれない。
- ・障害者週間などのイベントでは、写真や画像、動画での啓発が必要だと感じている。
- ・障害者差別解消法だけに基くものだけではなく、自分事として考えてもらえるような研修に時間を割くべき。県主催の学習会もいいが、地域アドボケーターと行政が一緒になって簡単な研修会をやっていったらどうか。

（相談対応について）

- ・地域の相談支援センターもあるため、そこで地域アドボケーターとしての相談日を設けてみてはどうかと考えている。
- ・圏内に新しくできた相談支援事業所と関わり、差別事案等を掘り起こしていきたい。

■相談活動での気付き

- ・耳の聞こえない人は口形を読み取るが、「マスクがあると分からない」と言っても理解してもらえないことがある。「耳が聞こえません」ワッペンも作製してほしい。
- ・家からあまり出ない視覚障害者は「相談できる場所がわからない」という話も聞いた。しんどさを抱えている方々が相談に来られる場所が必要。
- ・精神障害の場合、何が障害者差別かということがはっきり言えない部分がある。本人が感じたことから掘り起こすことが大事だと思っている。
- ・障害者本人ではなく、健常者への障害者理解が必要と感じた。
- ・視覚障害者の方はコロナの感染対策で人と人との距離や触れるもの等、制限されてしまいかなりの不便を感じておられる。
- ・民生委員などは通常活動の中で情報がつかみやすい。（複数意見）

(3)普及・啓発活動

この条例は障害者差別を解消し、共生社会の実現を目指すものであるため、県民・事業者の方々に広く周知を図り、条例の内容や障害に関する理解を深めていただくことが重要と考えています。

このため、条例や障害者差別解消法についての研修や説明会の実施、条例の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配付、各種媒体を用いた広報、各種イベント等における重点的な広報活動、周知、条例のガイドライン等により周知・啓発を図っています。

ア 条例フォーラム等の実施

条例や障害者差別解消法について、県民、企業、市町、関係団体等を対象としたフォーラムを開催し、条例や法の趣旨の周知・啓発を図っています。

令和3年度は、令和4年1月25日に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、配信により実施しました。

配信内容

- 1.「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と取組状況」(滋賀県障害福祉課)
- 2.「障害者差別解消法の改正と合理的配慮の浸透について～共生社会をめざして～」

講師（特非）日本相談支援専門員協会 顧問 玉木 幸則 氏

NHK Eテレで放送中の「バリバラ みんなのためのバリアフリー・バラエティ」に出演されている玉木幸則氏を講師にお招きし、令和3年5月に一部改正された障害者差別解消法や合理的配慮について、お話しいただきました。

イ 出前講座(研修・説明会実績)

条例の内容や障害理解を深めるため、企業・学校・自治会などの研修会等に相手方のリクエストに応じて、専門家や障害当事者を講師として派遣するなど、計44回の出前講座を行いました。

県職員に対しても、条例や障害理解について、実際の相談事例も交え、繰り返し啓発を実施しています。

コロナ禍で、研修の機会は減少しましたが、オンラインを利用するなどして実施しています。

ウ 合理的配慮の助成事業

障害を理由とする差別の解消を推進するため、事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するために要する費用の一部を助成しました。

種 別	内 容	令和3年度実績	
コミュニケーションツールの作成	点字メニュー、チラシの音訳、コミュニケーションボードなど(上限額3万円)	0件	
物品の購入	筆談ボード、折りたたみ式スロープ、高さ可動式テーブルなど(上限額5万円)	2件	筆談ボード 可動式テーブル
工事の施工	簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用 (上限額 10 万円)	4 件	店舗入口のフラット化、自動扉、階段手すり、落下防止柵、多機能トイレの設置
合 計		6件	

エ テレビ CM の作成・放映

幅広い層へ滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例と合理的配慮周知するための 30 秒 CM を作成し、放映しました。



オ 小学生向け障害理解のための教育資材の作成

授業で利用しやすいようパワーポイントの教育資材を作成し、年度当初に各市町教育委員会を通じ、小学校に送付しました。



4 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

ア 相談体制等について

条例に基づき相談体制が整備され、3年目に入り、地域アドボケーターや障害者差別解消相談員が受け付けた新規相談件数は計85件でした。

地域アドボケーター、市町担当者情報交換会での意見でもあったように、今年度は、アドボケーターを通じて寄せられた相談は2件にとどまるなど障害当事者やその周辺の方々からの相談は件数としてはまだまだ少ない状況です。

特に、令和2、3年度は、コロナ禍における感染拡大防止の観点から、極力人との接触を避けることなど、相談の環境も大きく変化しました。障害者差別解消相談員への相談は、電話によるものが多くを占めていますが、そのほかのリモートなどにも対応していく必要があります。

引き続き、相談窓口の周知を行うとともに、相談を拾い上げていくアウトリーチの方法について考えていきたいと思えます。

イ 事業者・県民へのはたらきかけ

相談を受け、差別をしたとされる側に不適切な対応があったと認められる場合には、原則としてその当事者や事業者に対し、速やかに事実確認を行うこととしています。

令和3年度は、民間事業者の中でも、障害のある方が日常的に利用される場所での不適切な対応に係る相談も比較的多く寄せられています。

これは、障害のある方の差別や合理的配慮にかかる意識が向上したことも一因ですが、条例で合理的配慮の提供が義務づけられている民間事業者への啓発の必要性が浮き彫りになったものであり、改めて、出前講座等を通じた民間事業者を含む幅広い層への周知啓発に力を入れていきたいと考えています。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

ア 地域アドボケーターの機能強化

地域アドボケーターは、滋賀県独自の取組であり、条例の実効性を担保する核となる存在です。令和3年度は、2年度に引き続き、コロナ禍の影響で活動が制限され、活動のしにくさがありました。

また、地域アドボケーターを通じた相談は2件にとどまるなど、障害当事者への周知が不足しているという課題があります。このことを踏まえ、当事者等がより適切な方に相談できるよう、地域アドボケーターのプライバシー保護にも配慮しながらそれぞれの得意・専門分野やこれまでの経験等をホームページに掲載しました。また、障害者手帳交付時にお知らせをしたり、啓発用のティッシュにQRコードを入れて相談しやすくするなどしています。

引き続き、地域アドボケーターの周知に努め、地域アドボケーター同士の定期的な情報交換会や差別事例の検討など、課題の共有をしながらスキルの向上に努め障害者差別の解消につなげていきます。

イ 市町、関係機関等との連携強化

障害者差別解消法に基づき、県内の各市町においても相談窓口が設置されており、主に既存の機関(ほとんどは障害福祉担当課)で対応がなされているところです。

障害者差別や合理的配慮の不提供が、障害のある方の身近な生活圏域で発生していることを考え

ると、県の相談窓口と市町との連携は必要不可欠であると考えています。

県に様々な寄せられる相談事例を、広く公開し、市町や関係機関と共有することで、県全体への波及効果や改善の道しるべとなることから、様々な機会を通じて連携を深めていきたいと考えています。

(3)最後に

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、障害者への差別を解消していくための努力を、社会全体で積み重ねていくことを理念として掲げ、行政機関や民間事業者に対し、障害のある方への「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めました。

本県では令和元年10月に条例を全面施行し、法を上回る義務付けを行っています。

令和3年6月には改正障害者差別解消法が公布され、令和6年4月から施行されることになっていますが、このことにより、法律では「努力義務」とされてきた民間事業者の合理的配慮の提供が本県条例と同じく義務となります。

本県では、条例に基づき相談体制の整備や普及・啓発を行ってきたものの、令和3年度の人権に関する県民意識調査において、条例を知っていると答えた方は9.1%(名前は聞いたことがあるが、内容までは知らない:33.5%)にとどまっており、条例の理念や相談窓口について、障害のある方はもとより県民の皆さんへの更なる周知を図る必要があります。

障害のある人もない人も互いに多様な価値を認め合う共生社会を目指すためには、県民一人ひとりが、条例に定義している「障害の社会モデル」の考え方を理解し、自分事として捉えることが重要であると考えます。

今後も市町や関係機関、事業者等との連携を深めながら、工夫した取組を行っていきます。

参考資料 条例第2条の定義における差別の分野別規定

類 型	定 義
ア 教育	<p>教育を行う場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)その年齢および特性を踏まえた教育を受けることができるようにするための適切な指導および支援を行わないこと。</p> <p>(イ)障害者およびその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)への意見聴取および必要な説明を行わず、またはこれらの者の意見を十分に尊重せずに、当該障害者を就学させるべき学校(同法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。))および特別支援学校(小学部および中学部に限る。)をいう。)を決定すること。</p>
イ 労働・雇用	<p>労働者を募集し、または採用する場合等において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)障害者の応募または採用を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p> <p>(イ)賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について不利益な取扱いをすることまたは解雇すること。</p>
ウ 商品の販売またはサービスの提供分野	<p>商品またはサービスを提供する場合において、これらの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
エ 福祉分野	<p>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、当該福祉サービスの提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
オ 障害福祉分野	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、意に反して同項に規定する施設もしくは同条第11項に規定する障害者支援施設に入所させようとし、または同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居に入居させようとする事。</p>
カ 医療分野	<p>医療を提供する場合において、次に掲げる取扱いをすること。</p> <p>(ア)医療の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p> <p>(イ)意に反して、長期間の入院による医療を受けることを強制し、または隔離すること。</p>
キ 建物・公共交通分野	<p>不特定かつ多数の者が利用する建物その他の施設または公共交通機関において、これらの利用を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
ク 不動産取引分野	<p>不動産の取引を行う場合において、不動産の売却もしくは賃貸、賃借権の譲渡もしくは賃借物の転貸を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付すこと。</p>
ケ 地域活動分野	<p>県民が地域における活動を行う場合において、当該活動に参加することを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
コ 情報の提供分野	<p>情報の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
サ 意思表示の受領分野	<p>意思の表明を受けることを拒み、もしくは制限し、またはこれに条件を付すこと。</p>
シ その他	<p>アからサまでに掲げるもののほか、不利益な取扱いをすること。</p>

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員名簿

(任期：令和3年11月1日～令和5年10月31日)

(50音順・敬称略) ※R4.3.31時点

構成機関等	役職	氏名
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	理事	秋野 由美子
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	副会長	大西 孝雄
(特非)JDDnet滋賀	理事	川本 航平
滋賀県障害者自立支援協議会	彩社会福祉士事務所代表	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	理事長	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	びわ湖花街道代表取締役	佐藤 祐子
(特非)滋賀県社会就労事業振興センター	理事長兼センター長	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	理事	杉山 更紗
滋賀県中小企業家同友会	理事・ユニバーサル委員長	田井 勝実
滋賀弁護士会	弁護士	竹下 育男
(社福)滋賀県社会福祉協議会	福祉用具センター グループリーダー	谷 佳代
龍谷大学	准教授	樽井 康彦
滋賀県精神科診療所協会	副会長	檜林 理一郎
滋賀県特別支援教育研究会	副会長	野崎 典子
滋賀県医師会	理事	堀出 直樹
(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	湖北みみの里所長	松本 正志
長浜米原障がい者自立支援協議会	権利擁護部会部会長	美濃部 裕道
(特非)滋賀県難病連絡協議会	理事	山根 寿美子
(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	副会長	山野 勝美
滋賀県市長会	野洲市健康福祉部長	吉田 和司

滋賀県地域相談支援員（地域アドボケーター）一覧

ホームページ掲載情報(R4.12時点)

圏域	所属または居住市町	氏名	これまでの経験や得意・専門分野について
大津地域	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	佐藤 信吾	・発達障害の当事者です。2015年から当事者会を主催しています。 ・ひきこもりやLGBTQなど社会の中で生きづらさを感じている人の力にもなりたいです。
	大津市障害児者と支える人の会	石黒 賀津子	重度の知的障害（自閉症）のある息子がおり、大津市障害児父母の会、大津市障害児者と支える人の会で活動してきた。 また大津学童保育指導員、ステップ広場ガルで生活支援員として勤務し、障害児者やその親と関わってきた。 その後12年間、大津市議員をやる中で多くの生活相談を受け、その中でも障害のある方の相談も多く受けてきた。
	ピアサポートWISH	福山 勝広	精神障がい
	高次脳機能障害友の会しが	森岡 治美	高次脳機能障害者の家族の会会員（高次脳機能障害友の会しが）としてピアサポートなど当事者や家族のサポートをしています。
	大津市ろうあ福祉協会	山口 健二	聴覚障害を持っている当事者です。差別事例、合理的配慮の事例などを皆さんと一緒に考えていき、住みやすい社会を作って参りたいと思います。
	障害者差別のないおおつをめざす会	中川 佑希	脳性まひの当事者です。今までは身体障害の方の相談を中心に受けてきました。 一人暮らしをしたいが何から始めれば良いかわからない、や支援者との人間関係について、公共交通機関での拒否問題など、その他でもかまいません。お気軽にご連絡ください。
湖南地域	栗東市手をつなぐ育成会	高畑 きぬ江	-
	野洲市	角谷 美喜子	野洲市手をつなぐ育成会会員 知的障害の娘がいます。
	守山市精神障がい者と家族の会（さざなみの会）	大幡 道弘	守山市精神障害者と家族の会さざなみの会（会員43名）2008～2010年副会長、2011年～会長。精神障害者と家族の居場所（サロン）2009年6月開所～2014年。みんなの居場所（守山市市民交流センターにて）2014年～。その後、守山市委託事業として運営。
	草津市立障害者福祉センター	涌井 康貴	-
甲賀地域	甲賀・湖南成年後見センターばんじー	桐高 とよみ	-
	甲賀市	橋本 善信	-
	さわらび福祉会	金子 秀明	障害のある人々の相談支援業務 ひきこもりがちな方とその家族への相談支援
	湖南市障がい児者団体連絡協議会	上野 実	障がいのある当事者、保護者の各団体（湖南市内）と共に活動しています
東近江地域	近江八幡市	喜多川 みどり	行政機関の経験、特に戸籍関係にかかわってきました。
	東近江市身体障がい者厚生会	夏原 稔	・東近江市身体障がい者厚生会会長 ・東近江市身体障害者相談員 ・東近江市玉緒地区民生委員 ・東近江市地域公共交通会議委員
湖東地域	（特非）障害者自立支援センター葦の舟	片岡 博	共生・共育をめざす滋賀連絡会代表や全国滋賀青い芝の会の役員を歴任。若いころより障害者運動の経験あり。
	彦根市身体障害者更生会	岸田 清次	滋賀県障害者福祉センター評議員 滋賀県障害者スポーツ協会評議員・障害者スポーツ指導員 彦根市身体障害者更生会会長 上記に所属しており常に障害者に接する機会も多く声を聴く機会がある。（現民生委員・児童委員）
	彦根市精神障害者家族会	川並 正幸	-
	多賀町手をつなぐ育成会	柴田 勝義	-
湖北地域	長浜市身体障害者相談員	酒井 なつ	重度障害者の差別問題
	（社福）ぼてとファーム事業団	佐野 武和	障害当事者として差別を許さない姿勢を持ち続けてきました。
	米原市聴覚障害者協会	田邊 理恵子	-
	長浜市手をつなぐ育成会	（氏名非公表）	長浜市手をつなぐ育成会
高島地域	高島市	松本 良平	育成会の役員に長く携わっているので、知的障がいについては広く浅く知識はあるつもりです。
	高島市	谷口 まゆみ	前民生委員3期、現福祉法人に勤務、僧侶